

平成 2 5 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

平成 2 5 年 9 月 9 日 開会

平成 2 5 年 9 月 2 0 日 閉会

山 梨 県 南 部 町 議 会

平成 2 5 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 9 日

平成25年第3回南部町議会定例会（第1日目）

議事日程（第1号）

平成25年9月9日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開会・開議
3. 日程報告

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 会期の決定

日 程 第 3 諸報告

日 程 第 4 提出議案の報告

日 程 第 5 議案の上程・説明

報告第4号 平成24年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第41号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 峡南広域行政組合規約の変更について

議案第47号 平成25年度南部町一般会計補正予算（第2号）

議案第48号 平成25年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第49号 平成25年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）

議案第50号 平成25年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第51号 平成25年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第52号 平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第53号 平成25年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について

- 認定第2号 平成24年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成24年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成24年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成24年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成24年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成24年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 平成24年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成24年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第6 提出議案に対する質疑・討論・採決（2件）
- 報告第4号 平成24年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第7 提出議案に対する質疑（23件）
- 議案第41号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第42号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第43号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第44号 南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第45号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第46号 峡南広域行政組合格約の変更について
- 議案第47号 平成25年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第48号 平成25年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 平成25年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）
- 議案第50号 平成25年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 平成25年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 議案第52号 平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 平成25年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成24年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成24年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 平成24年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成24年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成24年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成24年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 平成24年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成24年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 提出議案の委員会付託

日程第9 一般質問

日程第10 議員派遣について

4. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1 番	遠 藤 光 宣	2 番	仲 亀 佳 定
3 番	森 田 守	4 番	望 月 藤 一
5 番	望 月 將 名	6 番	簀 持 雅
7 番	鍋 田 幹 雄	8 番	木 内 利 明
9 番	堀 之 内 可 和	10 番	佐 野 哲 也
11 番	内 田 大 明	12 番	萩 原 敬

5. 欠席議員（なし）

6. 会議録署名議員

5 番	望 月 將 名	6 番	簀 持 雅
-----	---------	-----	-------

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

町 長	佐 野 和 広	教 育 委 員 長	佐 野 浩 道
代 表 監 査 委 員	大 窪 昌 樹	教 育 長	望 月 宝
会 計 管 理 者	仙 洞 田 秀 文	総 務 課 長	若 林 正 昭
交 通 防 災 課 長	望 月 一 弥	企 画 課 長	佐 野 隆 行
財 政 課 長	四 條 和 彦	税 務 課 長	青 木 司
住 民 課 長	古 屋 秀 樹	福祉保健課長（兼） 地域包括支援センター所長	鈴 木 正 規
アルファセンター所長	小 倉 弘 規	デイサービスセンター所長 （兼）老人福祉センター所長	近 藤 勝
健康管理センター所長	小 池 治 男	子育て支援課長	田 村 秋 人
水道環境課長	若 林 邦 治	環境センター所長	稲 葉 芳 幸
産業振興課長（兼） 農業委員会事務局長	斉 藤 文 明	建 設 課 長	長 坂 正 志
登 記 室 長	佐 野 日 出 夫	学 校 教 育 課 長	望 月 政 文
生 涯 学 習 課 長	若 林 治	生 涯 ス ポ ー ツ 課 長	望 月 良 治

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議 会 事 務 局 長	望 月 哲 也
-------------	---------

開会 午前 9時30分

○議長（萩原敬君）

皆さま、おはようございます。

平成25年第3回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

町内では、すでに稲刈りが始まり、収穫の時期を迎えております。今年の火祭りは天候に恵まれ、町内外から多くの皆さまが来てくださり、例年以上に盛大な祭りとなったと思います。

9月1日には、各地区で防災訓練が行われ、多くの町民の皆さまに参加をいただきました。

指導していただきました消防団をはじめとして、町当局の皆さま、大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまにも、それぞれの参加をしていただき、ありがとうございました。

今年は初めての試みとして、静岡県富士宮市との合同訓練を実施し、互いにもしものときの協力体制の確認ができました。

世界情勢では、シリアへの軍事介入を行うかどうか、G20サミットでの大きな問題として取り上げられておりますが、ぜひとも世界どこでも戦争が行われないことを望みたいと思います。

安倍政権も、オリンピックの招致決定を受けてアベノミクスを助長し、政権の安定を図ろうとしていますが、国民にも景気の恩恵があり、町政においても町民にとっても、少しでも暮らしよい町になることを望むものであります。

今定例会は決算議会であり、24年度の成果がどのようなものであったかが執行部側から示されるわけではありますが、議会としても総括でありますので最後の確認をし、内容を十分理解し、来年度に向けてどのような提案を執行部側にすべきか、参考にしてまいりたいと思います。

議員各位には、町民の負託に答えるべく、内容の濃い議論をお願いいたします。

なお、今議会におきましては、地球温暖化防止及び節電対策実施のため、本会議等での上着・ネクタイの着用は自由としますので、ご了承ください。

それでは、議員各位の第3回定例会へのご参集にお礼を申し上げますとともに、円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから平成25年南部町議会第3回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成25年南部町議会第3回定例会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

○議長（萩原敬君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、5番 望月將名議員及び6番 旗持雅議員の両名を指名いたします。

○議長（萩原敬君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月20日までの12日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月20日までの12日間とすることに決定いたしました。

○議長（萩原敬君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長及び教育委員会委員長に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席並びに委任の通知がありましたので、ご承知願います。

町長からお手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので、報告いたします。

次に、請願、陳情等についてであります。本日までに請願1件、陳情1件、依頼1件を受理いたしました。皆さまのお手元に配布いたしましたとおりであります。

請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書の審査については、文教厚生常任委員会に付託いたします。

陳情第2号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方財源確保のための意見書採択に関する陳情書の審査については、総務建設常任委員会に付託いたします。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による、平成24年度会計にかかる5月分、平成25年度会計にかかる5月分、6月分、7月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配布しておきましたので、ご承知願います。

次に、教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定による、南部町教育に関する事務の点検及び評価の報告がありました。

写しをお手元に配布しておきましたので、ご承知願います。

以上で諸報告を終わります。

○議長（萩原敬君）

日程第4 提出議題の報告ですが、お手元に配布してありますので、提出議題の朗読を省略させていただきます。

○議長（萩原敬君）

日程第5 報告第4号 平成24年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第41号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第42号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 4 6 号 峡南広域行政組合規約の変更について
- 議案第 4 7 号 平成 2 5 年度南部町一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 8 号 平成 2 5 年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 9 号 平成 2 5 年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 0 号 平成 2 5 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 1 号 平成 2 5 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 2 号 平成 2 5 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 3 号 平成 2 5 年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 認定第 1 号 平成 2 4 年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 2 号 平成 2 4 年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 平成 2 4 年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 平成 2 4 年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 平成 2 4 年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 平成 2 4 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 平成 2 4 年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 平成 2 4 年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9 号 平成 2 4 年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 1 0 号 平成 2 4 年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について

以上、2 5 件についてを一括議題として、町長の提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

本日、南部町議会第 3 回定例議会を開催しましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまの出席を賜り、今議会が開催されますことに、心から感謝を申し上げます。

また、今議会は平成 2 4 年度の決算の認定を受ける議会審査もありますが、提出いたしました案件の説明に先立ちまして、一言ごあいさつと、6 月定例議会以降の行政報告をさせていただきます。

7 月に行われました参議院議員通常選挙により、参議院においても自民党が過半数を確保し、安倍政権の安定がもたらされましたが、国の抱える原発事故への対応やエネルギー問題、沖縄の米軍基地移転、T P P 協議、尖閣諸島等の問題が喫緊の課題となっており、まだまだその方向性が真っすぐに進んでいないのが状況であります。

中東地域におけるシリア内戦へのアメリカの介入が本格化すれば、落ち着きかけた世界経済や日本経済にも、その影響があるものと心配しているところです。

消費税率の引き上げについては、来年 4 月の引き上げに向けた準備が進められていますが、各方面からの多くの意見聴取により、その実施期間・税率は流動的であります。

また、社会保障番号制度の導入に向けた準備対応も急務とされており、今後、地方行政の

事務も増大することが予測されます。

さて、今年の夏は異常ともいえる暑さでありました。気象庁でも異常気象であると発表しましたが、晴天が続いたことから、町内でも水不足を心配していたところ、先週の雨により、一息ついたように思われます。

ただし、台風シーズンに入ることから、今後は秋雨前線等による集中豪雨などの被害を心配しているところです。

ところで、町内25区を巡回し実施しました、町長と語る会から、町民の抱える問題や町に対する展望や意見、町発展への期待・意見等を多くの方々から伺うことができました。

特に、町民の声として、鳥獣被害対策や荒廃森林の整備や荒廃農地の利用対策、空き家対策、若者をはじめとする定住化対策や中部横断自動車道開通への期待等々、多くのお話を伺い、町民の期待に応えなければならないことを、首長として改めて強く感じ、特に語る会で出され、すぐに解決できるような問題は、翌日担当課と協議をして改善へ結び付けましたが、まだまだ改善しなければならない問題もあり、住民の立場に立ち対応するように、職員に指示しております。

それでは行政報告をさせていただきます。

6月11日、新々富士川橋建設期成同盟会総会が富士市ロゼシアターで行われ、萩原議長ともども出席をいたしました。

6月12日、平成25年度国道469号建設促進期成同盟会通常総会が富士宮市で行われ、これも議長ともども出席をいたしました。

私はこれから、新々富士川橋と同様に、国道469号富士南麓道路の、富士・富士宮との連絡道路としての、南部町にとっての必要性を多方面に訴え、早期実現に向けて強力で運動してまいります。

6月16日、東京浅草のホテルで行われました東京南部会総会に今年も招待を受け、萩原議長・内田副議長をはじめ、今年は女性団体代表者として芦澤会長にも参加していただきましたが、例年になく盛んに総会が行われ、多くの南部町出身者と意見交換や交流を持つことができました。毎年、この東京南部会の皆さまより町に対して、ふるさと納税などいろいろな形で応援をいただいております、ふるさとをいつまでも思い、大切にいただいていることに感謝している次第です。

6月20日、町内活性化を目指し、婚活プロジェクトを発足させました。町には結婚相談員の方もいらっしゃいますが、今年は若者の新鮮な感覚に大いに期待をし、この11月には第1回目の婚活イベントを行います。

6月21日、あじさい祭り開園式が内船公園で行われ、議員の皆さまともども出席をしましたが、今年もきれいに咲いたあじさいを拝見し、日頃から手入れ・管理しているあじさいボランティアの皆さまの頑張りに敬服する次第です。

また、同日、万沢地域活性化住宅建設起工式が万沢中学校跡地で行われ、萩原議長並びに議員の皆さまをはじめ関係者出席のもと、鍬入れを行いました。定住化に向けた住宅第1号の事業でもありますので、何とか事業を成功させて、第2・第3の定住化事業の展開につなげたいと考えています。9月1日から入居募集も始まりましたが、すでに十数件の申し込み、問い合わせもあり、来年4月には入居できるようにと考えております。

7月2日、山梨県東京事務所を訪問し、山梨県が日本橋に開設していますアンテナショップ

や、有楽町にあります暮らしセンターを紹介していただきました。都内において、南部町の紹介や情報提供のお願いをし、定住化に向けた広報活動の取り組みの1つとして行いましたが、今後も都内をはじめ静岡方面などへ宣伝活動に取り組みたいと考えています。

7月12日、富士山世界遺産登録レセプションが東京帝国ホテルで開催され、出席いたしました。ご承知のとおり、富士山の世界文化遺産登録により、富士山登山者や地域周辺への流動人口が増加しております。南部町も富士山に見える町として、その眺めは町内至るところにあります。この景勝地を定住化などに生かせないか考えていきたいと思っております。

7月23日、南部町児童交流事業が、青森県南部町の子どもたちを招き、本町の子どもたちとの間で行われました。毎年、児童交流事業として隔年で交互に行き来をしています。折しも富士山の世界文化遺産登録もあり、訪れた子どもたちもその富士山を見ることを楽しみにしていたようですが、天候からその姿を見られずに非常に残念な様子でした。しかし、交流事業により我が南部町を堪能し、有意義な交流会が行われたと思います。

7月24日、南部町商工会青年部の町長と語る会に招かれ、青年部の方々と今年は交流人口をテーマに意見交換を行いました。

7月31日、南部町総合防災訓練合同会議が総合会館で区長、消防団長をはじめ各消防部長出席のもと開催され、今年は静岡県富士宮市との合同訓練となる報告と説明を行い、特に地域での地震防災訓練への取り組みをお願いしました。

8月1日、9市町で構成しております平成南部藩・子どもサミットが、南部町・身延町を会場に開催されました。南部氏ゆかりの関係9市町の子ども33名が活性化センターで一堂に会し、今年は身延町と南部町が合同で受け入れを行うことから、身延町の県立中富青少年自然の里で宿泊交流を行いました。この平成南部藩の事業も、子どもたちにはよい体験研修と交流になったと、参加した子どもたちの親から感想をいただきました。

8月10日、小瀬スポーツ公園で行われました、ヴァンフォーレ甲府のホームタウンサンクスデーに参加いたしました。サンクスデーは県内自治体のPRの場となっており、南部町では毎年参加させていただいております。

8月15日、南部の火祭りが、天候にも恵まれ盛大に開催することができました。百八たいの制作には、富沢地区から昨年より2地区増え5地区が参加、ご協力をいただきました。長く続けるためにも、多くの町民が伝統や文化を受け継ぐ町のお祭りとして参加できるよう、これからも実行委員会とともに推進していきたいと考えております。

8月19日、国や県が所管する国道・県道・県河川をはじめ急傾斜地などの整備について、甲府河川国道事務所長及び峡南建設事務所長に要望を行いました。町内各地域から出されております地域の懸案事項として、住民生活の住環境改善に向け、さらなる整備を要望しました。

8月22日、新々富士川橋静岡県知事要望活動を静岡県庁にて、鈴木富士市長、望月身延町長、萩原議長ともども行いました。新々富士川橋につきましては、以前にもご報告をさせていただきましたが、建設に向けて静岡県知事に要望活動をする中で、周辺住民との協議も進んでいますし、橋梁設計に向けた段階に入り、橋の建設計画が実現するまで、いままじのところまで来ている状況となっております。今後も逐次、要望活動を進めてまいりたいと思います。

なお、一般質問が出されておりますので、詳細については質問の中で報告したいと思います。

9月1日、南部町総合地震防災訓練が行われ、町内を巡回しましたが、今年は各地域で6月、7月に自主防災会災害図上訓練を実施していたことから、昨年とは違った訓練となり、各自主

防災組織においても、災害時の備えや地域住民の誘導確認等、自助・共助の取り組みがされていたことに、災害に対する住民意識が高まっていることを感じました。

また、同日行われた、静岡県富士宮市総合防災訓練に、合同訓練として県境を越えた広域訓練に参加いたしました。隣接する南部町が後方支援する設定で行われましたが、通勤・通学者が多く、経済的にもつながりのある町として、今後どう相互間の支援体制が図れるのか、検討していきたいと考えております。

9月6日、国道469号富士南麓道路について、川勝静岡県知事に、須藤富士宮市長、萩原議長ともども要望活動を行いました。国道469号については一般質問が出ておりますので、その中で詳細な報告をしたいと思いますが、今回、富士宮市との総合防災合同訓練でも防災機能を持つ道路として、469号の整備の必要性を強く感じており、地形などによりルート確定が遅れている山梨・静岡県境付近について、早期のルート決定と建設に向けた活動を重ねていく考えでおりますので、今後も議員各位のご協力をお願いしたいと存じます。

それでは、本定例議会にご提案させていただいた議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の議案集にありますように、本定例会への提出議案は、報告が1件、条例議案5件、組合規約の変更1件、補正予算案7件、認定議案10件、人権擁護委員の諮問1件であります。

はじめに、報告第4号 平成24年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項により、一般会計及び特別会計を連結した財務状況を明確に数値化したものを公表するよう、義務付けられた報告となります。

議案集2ページをご覧ください。

本町においては、4指標及び資金不足比率とも、健全な範囲内に収まっていることをご報告いたします。

次に、議案第41号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成18年度から実施した給与構造改革における給料表の切り替えに伴う経過措置について、臨時特例法に関する法律に基づき、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

続いて、議案第42号から議案第45号までは、地方税法の一部改正に伴いまして、行わなければならない整備条例の制定であります。

まず、議案第42号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第43号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。特に地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

次に、議案第44号 南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び、議案第45号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同法による改正のうち一部のものについて、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

続いて、議案第46号 峡南広域行政組合同規約の変更についてであります。地方自治法第286条第1項の規定により、峡南広域行政組合同規約を変更する場合の関係地方公共団体の協議は、同法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があるためであります。

次に、議案第47号から議案第53号までの補正予算7件であります。最初に議案第47号 平成25年度南部町一般会計補正予算であります。

歳入歳出それぞれ1,021万3千円を追加しまして、歳入歳出の予算の総額を52億1,325万7千円とするものであります。主な財源は、国・県支出金と特別会計の過年度精算金の繰入金、町債及び繰越金であります。

主な歳出として、国の元金臨時交付金をもとに町道と林道の改良工事関係費を、県単土地改良事業の農道開設工事費を、小中学校の校舎・体育館の避難所に属する自主防災組織に対して、避難所運営のための備品を備えていくための補助金及び、各区からの要望事業実施のための経費を計上しました。

また、交流促進施設の水道施設整備事業費を簡易水道特別会計へ予算の組み替えをするため、減額予算を計上しました。

次に、特別会計予算書の1ページ。

議案第48号 平成25年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。歳入歳出それぞれ9,459万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億3,713万8千円とするものであります。

主な歳入は繰越金、一般会計繰入金及び町債を財源としまして、施設維持修繕費と、中野交流促進施設の水道施設整備事業費を一般会計から簡易水道特別会計へ予算の組み替えをするための増額予算となっています。

9ページ以降の議案第49号 平成25年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算から、議案第52号 平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算までは、繰越金を主な財源とし、精算によります国庫への返還金及び一般会計への繰出金が主な歳出予算となっています。

議案第53号 平成25年度南部町富沢財産区特別会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ37万2千円を追加しまして、歳入歳出の予算の総額を115万2千円とするものであります。

続きまして、認定第1号 平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算認定から、認定第10号 平成24年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定であります。すでに監査委員により決算監査を受け、すべての会計で適切に処理され正当であるとの意見書を受理しております。

お手元にその写しを提出しましたので、内容説明につきましては省略させていただきます。

また、町の財源であります普通交付税が、25年度より今後5年間、合併算定替えにより段階的縮小期間として減少することから、総体的な事業の見直しを常に行う必要があります。

我が南部町は健全財政ではありますが、国の経済情勢により、普通交付税などの見直しも含め、状況が変わるとも分かりません。国ではゴルフ場利用税や自動車取得税の廃止等、地方の財源となる地方税の見直しを図る動きも出ています。

交付税依存が高い町にとりましては、財政の硬直化をさせないよう、常に事業評価や経費の節減とさらなる見直しを行い、住民の利便性を図りながら、公正で無駄のない行政執行を心掛

けていきたいと考えております。

なお、監査委員からの、行財政改革や健全で安定した町政の運営についての貴重な意見につきましては、真摯に受け止め、今後も引き続き最善の努力をする所存でございます。

引き続きまして、諮問第1号であります、人権擁護委員の推薦についてであります。

現在5名いる人権擁護委員のうち1名の方が12月に任期満了となることから、人権擁護委員法に基づき、人権擁護に理解のある方を、議会のご意見を伺い、法務大臣に推薦するものであります。

諮問第1号は、南部町万沢5719番地、三浦均氏、再任になります。推薦につきまして議会のご意見を求めるものであります。

以上、本議会に提案いたしますが、議案の詳細な説明につきましては、会計管理者並びに担当課長に説明させますので、よろしくご審議をいただき、議決並びに認定を賜りますようお願い申し上げます、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（萩原敬君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

はじめに、報告第4号及び議案第47号から議案第53号について、四條財政課長。

○財政課長（四條和彦君）

（補足の説明・省略）

○議長（萩原敬君）

次に、議案第41号及び議案第46号について、若林総務課長。

○総務課長（若林正昭君）

（補足の説明・省略）

○議長（萩原敬君）

次に、議案第42号及び議案第43号について、青木税務課長。

○税務課長（青木司君）

（補足の説明・省略）

○議長（萩原敬君）

次に、議案第44号について、古屋住民課長。

○住民課長（古屋秀樹君）

（補足の説明・省略）

○議長（萩原敬君）

次に、議案第45号について、鈴木福祉保健課長。

○保健福祉課長（鈴木正規君）

（補足の説明・省略）

○議長（萩原敬君）

ここで暫時休憩を行いたいと思います。

再開は11時とします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（萩原敬君）

再開します。

次に、認定第1号から認定第10号について、仙洞田会計管理者。

○会計管理者（仙洞田秀文君）

（補足の説明・省略）

○議長（萩原敬君）

ここで財政健全化判断比率並びに各会計歳入歳出決算について、大窪昌樹代表監査委員より審査結果の報告をお願いいたします。

大窪昌樹代表監査委員。

○代表監査委員（大窪昌樹君）

代表監査委員の大窪です。

それでは、過日審査しました、平成24年度財政健全化審査及び各会計の決算審査の結果について、その概要を報告いたします。

まず、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき審査に付されました、平成24年度財政健全化審査を、平成25年8月6日に行いましたので、報告いたします。

お手元に配布してあります、財政健全化審査意見書をご覧ください。

町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定基礎となる書類について、財政課より説明を受け審査した結果、これらの書類は、いずれも法令等に基づき、適正に作成されているものと認められました。

南部町の財政状況は、1ページに記載されている表のとおりであります。

各比率ともに、早期健全化基準を下回っておりますので、指摘する事項は特にありませんが、引き続き、健全な財政運営の維持に努められることを望みます。

次に、地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付されました、平成24年度南部町一般会計及び各特別会計の決算審査結果について、概要を報告いたします。

お手元に配布してあります、決算審査意見書をご覧ください。

審査の対象は、一般会計及び特別会計9件の歳入歳出決算で、関係諸帳簿その他証書類と照合しながら、平成25年8月5日、6日、7日の3日間審査を行いました。

また、南部のドクターヘリ地域救急搬送拠点整備工事等5カ所の事業実施状況を調査するため、現地視察を行い、担当者から説明を受けました。

結果、各会計の決算書、事項別明細書及び実質収支に関する調書並びに財産に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、その計数に誤りはなく、予算執行も適正であったことが認められました。

2ページの表1をご覧ください。

平成24年度一般会計につきましては、歳入総額が66億1,504万円、歳出総額は60億7,373万4千円でありました。

繰越明許費繰越額として2,293万2千円がありますので、実質収支額5億1,837万4千円が平成25年度へ繰り越しとなりました。

歳入面においては、主たる財源である地方交付税は、3ページの表4のとおり、1,560万4千円の減となり、総額31億9,981万1千円で、（表3）のとおり、歳入の48.4%を占めています。

町税収入は、4ページの表5のとおり、景気の低迷、法改正や評価替等により、町税合計で調定額が前年度より2,258万3千円の減額となりました。

自主財源の確保努力により、徴収率が前年度に比べ0.41%増となり、評価すべきですが、不納欠損額は23年度より61万3千円の増加となりました。

41件の差し押さえ等により、未納額の減少に努めていますが、税の公平及び歳入確保の観点から、引き続き徴収事務の強化を図られたい。

歳出面においては、4ページの表6のとおり、議員や職員数の減等により人件費が、情報通信施設整備事業等が終了したことにより投資的経費が、RDF施設の休止やオフトーク通信放送から光通信放送への移行等により物件費が、減債基金積立金の減が主な要因となり積立金が、それぞれ減額となっています。

一方、臨時財政対策債の繰上償還等により公債費が、可燃ゴミ処理委託に伴う新たな負担金等により補助費等が、特別会計への繰出金増により繰出金等がそれぞれ増額となっています。

今後、実施予定の定住化対策施設整備、交流促進施設整備、防災減災対策整備等の投資的事業を控えている中、引き続き行財政改革を念頭に置き、人件費・扶助費及び公債費にかかる義務的経費が高い水準で推移しないよう注視し、将来負担を考慮した歳出を図られたい。

次に、特別会計の決算についてですが、8ページ表13のとおり、9会計の歳入総額は31億4,213万3千円、歳出総額は29億8,979万6千円で、歳入歳出の差引き総額は1億5,233万7千円となりました。

特別会計においても、予算執行はそれぞれの会計の目的に沿って適正でありました。

以下、抜粋して報告させていただきます。

簡易水道事業特別会計においては、給水人口や給水量の減等により使用料の収入が減り、他会計からの繰入金が増額となり厳しい会計運営となっており、料金改定について検討が必要と思われる。

また、9ページ表15のとおり、水道使用料の徴収率は0.86ポイントの減となり、収入未済額の合計は1,601万3千円で、調定額の14.9%を占めている。公平な水の供給のため、今後も未収金の発生防止とその回収に強力に取り組み、本会計の財政基盤強化を図られたい。

国民健康保険特別会計においては、予想以上に医療費が伸び、9ページ表17のとおり歳出は増え、実質収支額は減となり、非常に厳しい運営状況となっている。今後、国保税率改定についての協議が必要とのことであるが、疾病の早期発見・早期治療など、保険給付の抑制施策等も協議しながら、税率改定について検討されたい。

また、国保税の徴収率は0.46%落ち込んだ。景気低迷等により税の徴収も難しい状況ではあるが、今後も引き続き本会計の保険税を主とした健全な運営を目指し、納税者への意識付けと粘り強い徴収事務に努められたい。

以上が一般会計及び抜粋した特別会計の決算概要である。

今後、地方交付税は、合併10年経過により、平成25年度から平成30年度の間に、臨時財政対策債発行可能額を含め約5億円の段階的減額が見込まれている。

財政状況が厳しい中であるが、住みやすい安心安全なまちづくりのための事業や各種住民サービス事業を計画的に推進していく必要がある。

そのためには、行財政改革の推進、有効的かつ効果的な事業の採択などを実施し、引き続き

本町の財政規模に合った、バランスのよい健全で安定した財政運営の維持に取り組まれない。

なお、詳細については、お手元に配布してあります、財政健全化審査意見書・決算審査意見書でご確認をお願いいたします。

以上で審査結果の報告を終わります。

○議長（萩原敬君）

以上で監査委員の報告を終わります。

○議長（萩原敬君）

日程第6 提出議案のうち、報告第4号の質疑及び、諮問第1号についての質疑・討論・採決を行います。

まず、報告第4号 平成24年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、木内議員。

○8番議員（木内利明君）

町長から、また担当課長からも、うちの町は健全だから大丈夫だよと、そのとおりの結果になったと思います。

一般会計にしても5億1,837万4千円を黒字としたということです。

一般会計、特別会計の連結にしても、平成24年度の南部町の実質収支額は6億6,994万7千円ということで安堵しているわけですが、ここで町長、考えていただきたいことは、町としてはいい状態であるけれども、町民の生活を考えたときに、町民税・県民税が上がりましたね。そして来年は、どうしても国保税も上げていかなければならない。

町民の生活は片方では苦しくなる、片方大きいところでは黒字であるけれども、そのバランスを考えていくべきだと思いますが、これからの予算編成で、そんなことを考えながら折り合いを付けていっていただきたいと思いますが、早すぎるけれども、この次の予算に向かってこういう状況にあるということを念頭に置いて、町長がどのように考えているか示していただければありがたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（萩原敬君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

健全化ということで、ご報告をさせていただきました。

しかし今、日本経済もかなり厳しい状況、それから、いつ何時さらに災害が起こると、そういうことがありますのでこのへんは見極めながら。やっぱり先ほど議員さんがおっしゃいましたように町民の暮らしが第一ですから、そのへんのことを考えた上で、さらに予算編成等をしっかりやっていきたいなと思っています。

○議長（萩原敬君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これで、報告第4号 平成24年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の

報告についての報告は終了しました。

以上で報告第4号の議題については終結いたします。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

この案件は人事案件でありますので、質疑・討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して、直ちに採決に入ることに決定いたしました。

それでは、諮問第1号 人権擁護委員の推薦についての件を採決いたします。

本案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦については、原案のとおり適任とすることに決定しました。

○議長（萩原敬君）

日程第7 議案第41号から議案第53号及び認定第1号から認定第10号までの23件について、順次質疑を行います。

なお、これらの議案については委員会審査を予定しておりますので、詳細な質問は委員会審査でお願いいたします。

まず、議案第41号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で議案第41号の質疑を終了いたします。

次に、議案第42号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

9番、堀之内議員。

○9番議員（堀之内可和君）

税務課長から個々に説明があったわけではありますが、要するに損益の通算による算出ということで、上場株式あるいは国債・社債等、個人的には税が減額になるという解釈でよろしいですか。

○税務課長（青木司君）

それでは、ご質問にお答えいたします。

本改正につきましては、背景としまして、個人投資家の市場参加を促すために、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するということが前提にあります。

それで今回の改正におきまして、金融商品の損益通算ができるということで、投資家にとりましては、有利になるということです。

以上です。

○議長（萩原敬君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第４２号の質疑を終了いたします。

次に、議案第４３号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第４３号の質疑を終了いたします。

次に、議案第４４号 南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第４４号の質疑を終了いたします。

次に、議案第４５号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第４５号の質疑を終了いたします。

次に、議案第４６号 峡南広域行政組合規約の変更について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第４６号の質疑を終了いたします。

以上で午前の議事を終了いたします。

午後１時から再開いたしたいと思います。

よろしくお願いします。

休憩 午前１１時５５分

再開 午後 １時００分

○議長（萩原敬君）

再開したいと思います。

別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

議案第４７号 平成２５年度南部町一般会計補正予算（第２号）について、質疑を行います。

はじめに歳入９ページから１０ページについて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

８番、木内利明議員。

○８番議員（木内利明君）

９ページであります。

１４款の国庫支出金がありまして、先ほど午前中に町長から話があったわけではありますが、

地域の元気臨時交付金ということで、実施する事業のほうは大体承知はしておりました。

お聞きしたいことは、この3, 731万6千円の算定基準といえますか、どういう形でこれだけ来たのかなということと、臨時だから1回切りかなと思ったりもしますが、この交付金の継続的なことはどうなっているのか、この点についてお聞きしたいと思います。

財政課長からお願いいたします。

○議長（萩原敬君）

四條財政課長。

○財政課長（四條和彦君）

8番、木内議員さんの質問にお答えしたいと思います。

この地域の元気臨時交付金につきましては、国の平成24年度の補正予算で予算化されたもので、自民党政権となつての大型補正ということでございます。

公共事業のうち地方負担が発生するものについて、地方の資金調達に対応するため、さらには地方の追加投資による地域経済の活性化のために創設された交付金であります。

南部町では前回繰越明許をお願いしている関係ですが、災害復旧事業、中山間整備事業、そして道路施設の長寿命化等の事業が対象になっているわけですが、これらの地方負担額合計が5, 060万5千円あります。これに交付率を乗じるわけですが、基本的に国が示して県の担当課によって、80%が基本的ですが、今回は交付率が0. 88125、88. 125%となり、4, 459万6千円が交付されることになりました。

この4, 459万6千円から、平成24年度に予算計上済みで執行が確実となっている住宅耐震改修補助事業の町負担分28万円、それと道路ストック点検事業の町負担分700万円を差し引いた3, 731万6千円が今回の補正計上額となり、これを財源として、林道改良と町道改良事業の2事業に充当するものです。

○議長（萩原敬君）

ほかに質疑はありませんか。

9番、堀之内議員。

○9番議員（堀之内可和君）

10ページ21款の町債であります。これは水道会計とも関連しますが、当初、総務費の交流促進施設整備事業は合併債を使ってやるということでしたが、今回水道会計へ組み替えて、結局この交流促進事業は、水道設備というか改良という形で事業をしていかなければならないということでありました。

この起債について水道のほうを見ますと、半分为過疎債になっていると。あと4千数百万円が一般財源のような形ですので、かなり町の持ち出しというか、自主財源を使っていかなければならないということですが、そのへんの説明をお願いしたいと思います。

○議長（萩原敬君）

財政課長。

○財政課長（四條和彦君）

9番、堀之内議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

ただいまの交流促進事業水道施設の組み替えでございますが、今現在、当初予算では、議員さんのおっしゃるとおり合併特例債を使う予定で、総事業費1億180万8千円に対しまして充当率95%で、9, 670万円の合併特例債を計上しました。

しかしながら、県といろいろ話をしていたわけですが、町が考えていたものと違って、合併特例債ではできないということで、簡易水道のほうに組み替えをしたわけであります。

それで、簡易水道につきましては、事業費の半分を簡水債、残りの半分を過疎債でできるということです。

当初計画での総事業費は1億円ぐらいありましたが、今回、水道環境課で事業費を見直した中で、若干減って8千万円ほどとなっております。

そういう中で、水道の簡水債については100%充当、過疎債につきましても100%充当であります。交付税バックの関係でいきますと、簡水債のほうは基本的にゼロ、そして過疎債についてはその70%が交付税バックで来るということでございます。

ちなみに合併特例債は充当率95%で70%が交付税バックということでございます。

○議長（萩原敬君）

9番、堀之内議員。

○9番議員（堀之内可和君）

今、説明を受けたところでありますが、やはり簡水債についてはバックはなしということで、大変財政的には厳しいかなと思います。

過疎債は70%のバックがあるということで、こういう起債を借りながら、それなりの事業を実施しているということですが、事業の決定とか実施については、当初から計画的に慎重にやっていないと、こういうようなことで組み替えがあったばかりに町の一般財源がたくさん出ていくと。あとのバックはないということになりますので、このへん慎重に財政的にも積み上げていってもらいたいと思います。これは要望ですので、結構です。

○議長（萩原敬君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に歳出11ページから13ページ下段、公園費までについて質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、木内議員。

○8番議員（木内利明君）

11ページの企画費の中にあります、19節の負担金、補助及び交付金に、婚活プロジェクト実行委員会補助金ということで20万円計上されているわけですが、ここで質問することは、内容については若干午前中に町長から話がありましたが、例えばこれまで婚活の活動をしてきた結婚相談員等がありますが、そういう人たちとの兼ね合いというか、どういう組織にしているのか、どのような活動をしていくのか、内容の見える話をしていただければありがたいと思いますが、どうでしょうか。担当課長。

○議長（萩原敬君）

企画課長。

○企画課長（佐野隆行君）

それでは8番議員さんの質問にお答えいたします。

町長から、先ほど婚活プロジェクト実行委員会の発足をということで話がありましたが、町長から直接受けまして、課をまたいだ形での若手職員のボランティアといいますか有志、そう

いうことで20名ほどこの婚活プロジェクトの実行委員会会員がおります。

また職員以外にも1名賛同していただいて、参加いただいている方もいらっしゃいます。

もうすでに5回ほど実行委員会の会議を開催し、今年11月17日になりますが、秋の婚活イベントということで計画を立てております。

白鳥山恋人の聖地があります。そこと活性化センターなどを利用して、町内の男性、町外の女性、そういった組み合わせで今、プランを立てて計画をし、今から周知徹底をし、9月17日から外に向けてパンフレット等配布し、人を集めて出会いの場を設けると。

結婚相談員の活動とは全然角度も違いますので、今までの結婚相談員の活動は活動として福祉保健課の管轄の中でやっていますが、今回、若い発想で出会いの場を設けて、町内の独身男性が何とか成婚できるように少しでも手助けができる、そういうことを目標に今動いている状況であります。

以上です。

○議長（萩原敬君）

ほかにございませんか。

10番、佐野議員。

○10番議員（佐野哲也君）

14ページの災害対策費の関係でお聞きしますが、過日もちよっとお聞きしましたが、地域の防災力を高める支援事業の補助金との関係であります。

エリア防災会の組織のことについてもちよっとお伺いしましたが、この点についてもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

先だっの防災訓練のときにも参加いたしましたが、地域の防災会においても、防災力を高める形の中で、もっと補助金等を出していただいて、地域の資機材の購入、また保存食の確保なども、だいぶどこでもやっているようでございますが、そういういろいろな点について、もっと地域防災に対する補助事業をお願いしたいということをいわれておりますので、この点について、ちよっとお聞きしたいと思います。

○議長（萩原敬君）

交通防災課長。

○交通防災課長（望月一弥君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

2点であろうかと思いますが、今回議案として上程をさせていただいた、地域の防災力を高める支援事業補助金962万2千円の補正について、その要旨・目的、今後の管理体制等のご説明をさせていただきますが、この補助金は南部町地域防災計画で定める120カ所の指定避難所のうち、5カ所の小中学校の各校舎及び体育館の避難所に属する自主防災会に対して、大規模災害の際、避難所の円滑な運営のため備品等を整備していくための補助金であります。

町立5カ所の小中学校の各校舎及び体育館は、すでに耐震設計構造となっておりますが、今後、大規模な万一の災害において、避難所としての役割は極めて大きいものがございます。

3. 11東日本大震災を教訓に今後、本町における防災減災対策として、昨年度から交通防災課、また学校を管理する教育委員会が、現行の避難所運営マニュアルの見直しの必要性とその内容について論議を重ねてまいりました。

昨年度末、各小中学校の避難所運営マニュアル改訂版が完成したところでございますが、こ

のマニュアルの改訂版策定段階において、避難所を円滑に運営するためには、必要な備品が現状ではまだまだ整備できておらず、このままで避難所運営が十分にできるだろうかということについて、論議がなされました。

その結果として、今回、各避難所の必要備品等を精査したところでございますが、今後、各学校単位に新たに5つのエリア防災会を設立することにより、大規模災害時に地域住民が連携し、地域の被害を最小限に抑える減災対策が期待されるところでございますが、備品を購入する費用を5つのエリア防災会に補助金として交付できるよう、考えるところでございます。

また、この補助金は今年度当初にも予算化をさせていただきましたが、各区の自主防災会に一律10万円を限度に補助金として計上をさせていただきました。

今回、地域の防災力を高める支援事業補助金をさらに拡大し、これから設立しようとする5つのエリア防災会に交付する計画でございます。

今回のこの962万2千円についての要旨・目的等については以上でございますが、もう1点、各自主防災会の備品等の整備についてでございますが、例年、各自主防災会へ10万円を限度に補助金の交付をしておりますが、その内容につきましては、各区長さんを中心に、その地域に見合った備品等の整備をしていっていただくということで、申請、また実績報告をいただく中で進めているところでございます。

以上です。

○議長（萩原敬君）

大変申し訳ありませんが、13ページの下段、公園費までということになっていたわけですが、引き続き15ページまでやりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

8番、木内利明議員。

○8番議員（木内利明君）

質問と答弁に関連するわけでありますが、災害対策費のことですが、先日だと思いますが、耐震のことで山日新聞にも載ってきたわけですが、うちの町にも避難所として指定しているのは102カ所あり、その中で町が耐震化を考えなければならないところが42カ所と発表されたと思います。

そして、また山崩れ等を考えたときに、その下にある小さい集落のところに避難所としてあるわけであって、すべての避難所が安心して避難できるところばかりではないと思うんです。

そういう点も拾い上げて、ここはほかに移すとか、地域住民にきちっとそういう話をしておかないと、1軒崩れれば数十秒の話でありますから、そんなことにも目を向けていただきたいわけでありますが、ここで一番お聞きしたいことは、新聞に載っていた42カ所の避難所の耐震化ということで、それに対する対応はどうするのか。それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（萩原敬君）

交通防災課長。

○交通防災課長（望月一弥君）

木内議員のお話のとおりでございます。

現在、町におきましては、小中学校の校舎・体育館以外にも一部耐震化が終わっている避難所等がございますが、おおかたの公民館あるいは各組内の集会所等については、木造住宅が多く、耐震化はなされておられません。

過去にその対策についてのお話もさせていただきましたが、今後これらにつきましては、県

に対して、ぜひ耐震化への補助金あるいは交付金等への配慮をいただきたいということを、強くお願いしていかなければなりません、これが早いうちに現実化されるのかどうか、全く今のところ分かりませんが、この8月末に災害対策基本法の一部が改正されました。

その中で今後、避難所が第1次避難所・第2次避難所という位置付けをされてくるかと思いますが、またその要綱、通知等を見ながら、どんな区分をしていくべきかを適切に判断して、今後の避難所に対する耐震化への対策を考えていきたいと思いますが、現段階においては、その対策についての明確な回答はちょっとできませんが、対策として強く要望していきたいと思っています。

以上です。

○議長（萩原敬君）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

議案第47号についての質疑を終了いたします。

次に、別冊、特別会計補正予算書をご用意ください。

議案第48号 平成25年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、5ページと7ページになります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第48号についての質疑を終了いたします。

次に、議案第49号 平成25年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）について、13ページと15ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第49号についての質疑を終了いたします。

次に、議案第50号 平成25年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、事業勘定21ページと23ページ及び直営南部診療施設勘定27ページと29ページについて、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第50号についての質疑を終了いたします。

次に、議案第51号 平成25年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、35ページと37ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第51号についての質疑を終了いたします。

次に、議案第52号 平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、43ページと45ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第５２号についての質疑を終了いたします。

次に、議案第５３号 平成２５年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第１号）について、５１ページと５３ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で議案第５３号についての質疑を終了いたします。

次に、別冊の決算書をご用意ください。

認定第１号 平成２４年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。

はじめに歳入について質疑を行います。

第１款町税から、第１３款使用料及び手数料、９ページから１４ページ中段手数料まで質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第１４款国庫支出金から、第２１款町債、１４ページ下段から２３ページまで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第１款議会費から第２款総務費、２４ページから３２ページ中段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第３款民生費から、第４款衛生費、３２ページ下段から４２ページ上段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第５款農林水産業費から、第６款商工費、４２ページ中段から４７ページまで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第７款土木費から、第８款消防費、４８ページから５２ページ中段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に第９款教育費について、５２ページ下段から６４ページ中段まで、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、第１０款災害復旧費から、第１３款予備費及び財産に関する調書、６４ページ中段から最終８０ページまでについて、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で認定第1号についての質疑を終了いたします。

次に、認定第2号 平成24年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、5ページから10ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で認定第2号についての質疑を終了いたします。

次に、認定第3号 平成24年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について、5ページから9ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で認定第3号についての質疑を終了いたします。

次に、認定第4号 平成24年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、はじめに事業勘定、財産調書を含め7ページから29ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定、財産調書を含め5ページから14ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営万沢診療施設勘定、財産調書を含め5ページから12ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で認定第4号についての質疑を終了いたします。

次に、認定第5号 平成24年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、財産調書を含め5ページから22ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で認定第5号についての質疑を終了いたします。

次に、認定第6号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、5ページから9ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で認定第6号についての質疑を終了いたします。

次に、認定第7号 平成24年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産調書を含め5ページから8ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で認定第7号についての質疑を終了いたします。

次に、認定第8号 平成24年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産調書を含め5ページから9ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で認定第8号についての質疑を終了いたします。

次に、認定第9号 平成24年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産調書を含め5ページから8ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で認定第9号についての質疑を終了いたします。

次に、認定第10号 平成24年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産調書を含め5ページから8ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で認定第10号についての質疑を終了いたします。

これで質疑を終結いたします。

○議長（萩原敬君）

日程第8 提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配布してありますとおり、各常任委員会へ提出議案を付託いたします。

○議長（萩原敬君）

日程第9 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の1つの質問事項ごとに、質問と回答を終了し、次の質問事項に進む、一問一答方式です。

1人の一般質問の持ち時間は、質問と回答の時間を含め、40分間です。

また、同一の質問事項についての再質問は2回までですので、よろしくお願いいたします。

なお、残り時間は前方の右壁に表示されますので、十分ご注意ください。

時間が経過した場合は、議長が一般質問を打ち切りますので、申し添えます。

最初に、2番、仲亀佳定議員の質問を許します。

仲亀佳定議員の質問は2問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

2番、仲亀佳定議員。

○2番議員（仲亀佳定君）

2点ほど町長に質問いたします。

はじめに、農業振興地域内の農地の除外申し出手続き短縮についてですが、南部町のほぼ全域の農地（田・畑等）については、農業振興地域に指定されており、農地を転用して家を建て

る場合には、まず農用地域からの除外の申し出をしなければなりません。

この農振除外の申し出をしてから除外通知を受け取るまでの期間が、農振地域整備計画の随時見直しの時でさえ約半年程度。5年に一度行われる農振地域整備計画の総合見直しの時ですと、2年から3年程度除外の申し出を受け付けてもらうことができません。

このように、農振地域からの除外については非常に長い時間がかかり、今まで私が知る限りでも、7家族が途中で住宅の計画をあきらめて県外へ転出しました。こうしたことも本町の過疎化の一因だと思われます。

また最近、町内在住の2組の若いご夫婦から、家を建てる計画をしたが農振除外が早くできないかとの相談を受けました。

現在、農振地域整備計画の総合見直しを行っているのですが、来年には消費税の引き上げが予定されており、駆け込みの住宅建設が見込まれます。

人口の流出を防ぐには、地元で家を建てて住んでもらうことが一番です。そしてこのようなことは、町長が熱い思いを持っている定住化構想や町の活性化にもつながるのではないのでしょうか。

消費税の引き上げにも対応するため、農振除外までの時間短縮を県に強く働き掛けていただくことをお願いするとともに、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（萩原敬君）

2番、仲亀佳定議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

仲亀議員のご質問にお答えいたします。

おっしゃることは十分理解できますし、法律の規制に悔しい思いを抱いているのは私ばかりではありません。町村会でも、必ず国への要望事項にあがっております。

それでは具体的にお話をいたします。

南部町の農振農用地区域内の農用地の面積は、現在約375ヘクタールとなっております。これらの用地を宅地などに転用する場合、仲亀議員がおっしゃいましたように、まずは農振農用地区域からの除外の申し出をしなければなりません。

農振農用地については、農業の振興を図るため、優良農地として守る必要のある農地を指定しており、規制がある一方で、国からさまざまな補助金等を受けることで、基盤整備や農道整備などを行っていることも事実です。

農振の除外申し出は、通常、随時見直しといって、毎年度一定期間にまとめて受け付けていますが、約1年分の申請件数を受け付けることになるので、事務処理や協議に時間を要し、縦覧や公告まで含めておよそ半年程度はかかっています。

また、5年に一度は総合見直しをしなければならないことになっており、この場合は2年から3年程度は除外申し出の受付ができません。

この総合見直しに関しては、事務処理や協議に膨大な時間がかかることから、これを短縮することは、今の時点では非常に難しいと思われます。

窓口である役場や県においても、できるだけ迅速に処理をするよう努力しているところではありますが、協議や縦覧等、時間短縮にも限度がありますので、何とぞご理解のほどをよろしく

お願いいたします。

なお、農振農用地に指定されていることで、農業振興のためにさまざまな恩恵を受けていることも事実ではありますが、農業を振興していくにも、まずそこに人が住むことが一番重要ですので、農振除外までの時間短縮については、事務処理の簡素化等を含めて、今後も国や県などに強く働き掛けていきたいと思っております。

○議長（萩原敬君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

2番、仲亀佳定議員。

○2番議員（仲亀佳定君）

質問といいますより、今、町長がおっしゃいましたように、私個人もそうですが、やっぱり町民の方も非常にこの農振の除外については気にしている人が多いと思います。

ぜひ、そこを町長の力で何とか県に働き掛けていただくということで、これ以上、私もあまり強いことを申し上げることはできませんが、お願いという形の中で、ぜひ一つ頑張っていたきたいと思います。

以上でございます。

○議長（萩原敬君）

これで1番目の質問を終了します。

次に2番目の質問を仲亀佳定議員に求めます。

○2番議員（仲亀佳定君）

それでは、2点目の質問をさせていただきます。

農地法第3条許可（農地の取得）ということで、得るための要件である下限面積の特例につきまして、質問いたします。

近年、農業後継者不足から農地の荒廃が進んでおり、近隣の農地だけでなく、防災や景観の維持にも大きな問題となっています。

一方、家庭菜園をはじめ農業への興味を持ち、農業を始めたい方も増えていますが、南部町では下限面積として2千平方メートル以上を耕作していないと、農地の取得ができないのが現状です。

土地の有効利用と、これ以上の農地荒廃を防ぐため、農地を持つために必要な下限面積の特例や農地の流動化を進める方策について、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（萩原敬君）

2番、仲亀佳定議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは次の質問についてお答えいたします。

農地法第3条許可については、町の農業委員会で審議し、議決をしているところであります。

また、3条許可の要件の1つである下限面積2千平方メートルについても、町の農業委員会で決めていることから、下限面積を満たさないものを私が特例で認めることはできません。

現在、ほとんどの農業委員会が下限面積を2千平方メートル、もしくは3千平方メートルと

しており、それよりも少なくしているところは、ほとんどないとのことです。

新規就農者等の参入を促すには、下限面積をできるだけ低くすることが重要ですが、新規就農者が必ずしも農業をしっかりとやっていただける保障はどこにもありません。

つまり下限面積を低くすることは、新たに農業をする人が増えると同時に、農地を荒廃させる人が増える可能性も含んでおります。

そこで農業委員会では、農地を持たずこれから農業をしたいと考えている人たちには、まず農地を借りて耕作するようアドバイスをしているそうです。

下限面積を低くすることについては、農業委員会でも指摘があるように、メリットとデメリットがありますので非常に難しい問題だと思います。

町では、すでに賃借意向調査を実施しておりますので、その調査結果に基づき、まずは農地を借りて耕作をしていただき、しっかりと実績をつくった上で農地を取得していただくことが望ましいと思っております。

また、その結果、農地の流動化が進み、農地の荒廃を防ぐことにもつながるのではないかと考えております。

○議長（萩原敬君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

仲亀議員。

○2番議員（仲亀佳定君）

おっしゃるように、下限面積2千平方メートル、2反歩ですが、これは私もよく分かるんです。農業委員会のほうで承認をするわけで、例えば2反歩ないと駄目であれば賃貸借ということもよく分かるんですが、前は3反歩だったものが2反歩になりまして、そこからもう少し下げるようにしてもらえないかということも、一応、私としては要望したいと思います。

町長がおっしゃるように、非常に厳しいということはよく分かりますが、そのへんを理解していただいて、また農業委員さんのほうでも、例えば今言ったように、賃貸借の中でやられてそれから面積を増やしていくということは、よく分かるんですが、できれば2反歩と言わず、もうちょっと面積がマイナスになるようにしていただければなと思ひまして、私の質問として終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（萩原敬君）

以上で仲亀佳定議員の一般質問を終了いたします。

次に、6番、簗持雅議員の質問を許します。

簗持雅議員の質問は2問ありますが、関連がありますので1問として、質問を求めます。

6番、簗持雅議員。

○6番議員（簗持雅君）

6番議員の簗持です。

私は、国道52号線の雨量規制解除に向けての取り組みと、新々富士川橋の実現に向けての現在の進捗状況について。

2つ目としまして、国道469号富士南麓道路の進捗状況について。

この2点について、同種類の質問ですので、一括して町長に質問いたします。

まず1つ目ですが、国道52号の雨量規制は、生活圏を富士・富士宮を中心として静岡県に大きくかわりを持つ南部町にとって、大変重大な影響があります。

特に、静岡県に勤務先を持ち通勤している人、あるいは学校へ通っている高校生、これらの人は雨量規制の影響を大変大きく受けます。

大雨や台風の場合、事前に雨量を予測して何時間も早く出勤をしたり、通行止めにより帰宅ができないなど、大変な苦勞を強いられているのが現実であります。

町外に勤務している人の中には、消防団員や地域の防災リーダーもおられ、これらの人が大雨や台風等により帰宅できない場合などは、町の防災の点からも重大な問題があります。

雨量規制の解除は、一方では大雨のときの交通の安全確保が必要であり、特に万沢・境川地区においては、老朽化した洞門、あるいは現在崩落防止工事を行っている道路の斜面など、利便性と安全確保の両面の兼ね合いを図ることが大変重要であり、現在の道路の状況からは大変難しい問題を含んでいることも承知しております。

そんな中で、町としても大変な努力と苦勞の中で、県、あるいは国交省と折衝を続けてきていると聞いておりますが、交通の実利的な面ばかりではなく、雨量規制による町のイメージダウン、あるいは定住化対策としてのグリーンハイツ富士見の入居募集にも、大雨による通行規制は重大な影響があると考えます。

このような点から町民の関心も高く、町の交通の生命線ともいえる国道52号の雨量規制解除に向けた現在の取り組みの状況と、今後の見通しについてお聞きいたします。

また、これとは別に新々富士川橋については、現在、南部町から富士方面に通勤している多くの人が、松野地区内での渋滞で大変な苦勞をしております。新々富士川橋の実現については、歴代町長、あるいは歴代議長を中心として、静岡県への働き掛け等、大変な努力を続けてこられたことは承知しておりますが、新々富士川橋実現により、通勤時の渋滞緩和が大いに期待されている中、実現に向けての具体的な用地交渉の段階に入ったと聞いておりますが、現在の進捗状況をお聞きします。

続いて2番目の問題ですが、国道469号富士南麓道路についてですが、特に芝川から南部町にかけては、路線の確定等はまだまだ不確定要素も多く、多くの問題を含んでいると思いますが、進捗状況と今後の進め方についての考えをお聞きしたいと思います。

以上、質問いたします。

○議長（萩原敬君）

6番、簗持雅議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは簗持議員の質問にお答えいたします。

はじめに、国道52号線雨量規制解除に向けた取り組みについてであります。簗持議員の質問のとおり、国道52号線には雨量交通規制区間が、身延町から南部町の間に2カ所あります。

具体的には、身延町古屋敷で150ミリ、南部町越渡県境間では200ミリの連続雨量で通行規制の発令となります。

国道52号線で通行規制となりますと、台風等の暴風雨中はもちろんのことですが、雨が降

り止んでからも、国道の安全確認等の点検業務が終了するまで規制が解除とならず、長時間通行できない状態が続きますので、富士市・富士宮市及び静岡市方面への通勤者・通学者及び事業所等、多くの方々に支障を与えることとなっています。

現在の、国土交通省の雨量規制の取り組みであります。南部町万沢越渡から静岡県境境川までの区間の雨量規制解除に向けた事業の実施状況については、国道52号線の規制区間、南部町境川から越渡までの4.8キロメートル区間については、平成8年度の防災総点検及び平成9年以降の毎年実施の防災点検の中で、対策が必要な箇所10カ所のうち、7カ所の対策工事を平成24年度までに完了したところです。

残り3カ所のうち1カ所については、今年度工事を実施中であり、残る2カ所についても、用地買収に向け、用地測量を進めているところです。

なお、事業未着手箇所、用地交渉が難航し事業の進捗が遅れていますが、引き続き国交省が粘り強い交渉を行っているところです。

今後、用地買収終了後は速やかに工事を実施し、早期規制区間の解除がなされるという確約をいただいております。

町では、安心して暮らせる安全なまちづくり、都市部のベッドタウンとしての定住人口の増加を目指した生活基盤整備と、安心できる生活圏の確保のための取り組みを進めるためには、52号の早期規制解除に向け、国への要望活動をこれからも強力に進めてまいります。

次に、新々富士川橋建設につきましては、一般県道富士由比線の富士川橋及び主要地方道富士川身延線の交通渋滞の解消はもちろんのこと、山梨・静岡両県の富士川流域の活性化が図られるとともに、災害時の緊急輸送路として、予測される東海地震の防災対策強化につながるものと、大きな期待をするものであります。

当事業は、平成14年3月に富士川雁堤線として都市計画決定されましたが、地元の新々富士川橋反対同盟との間で意見の相違があり、なかなか進捗しませんでした。平成23年6月に地元の承諾を得ることができ、反対同盟会が新々富士川橋対策検討会へと名称を変え、地域関係住民との調整が行われ、本格的に事業を推進しているところです。

また、アクセス道路富島岩本線は、平成24年4月に事業着手し、今年度は約6億円の事業費が付き、東日本大震災を踏まえた橋の強度設計見直しにより、橋梁の修正調査設計業務委託、接続道路などの物件調査及び用地交渉等、委託業務と接続道路整備事業が実施されます。

先月8月22日に、建設促進期成同盟会の鈴木富士市長とともに同盟会役員が静岡県庁を訪問し、川勝知事及び中谷県会議長に要望書を手渡し、早期完成を要望してきました。

その席上、川勝知事より、新々富士川橋は富士山と富士川の眺望・景観を考え、世界文化遺産にふさわしい橋梁のデザイン設計をするようにと、その場で県幹部職員に指示をしていただきました。

今後も橋梁事業と接続道路整備事業が円滑に推進され、景勝地にふさわしい橋が1日も早く完成しますように、積極的に活動してまいります。

2つ目の質問の、国道469号富士南麓道路の進捗状況と見通しについてですが、富士南麓道路は、静岡県小山町の国道246号中島インターチェンジから、国道138号を経て富士山南麓地域を東西に連絡し、国道139号を経由して南部町万沢の国道52号に直結し中部横断自動車道に接続する、延長約50キロメートルの整備構想で、新東名高速道路や東名高速道路及び国道1号の代替道路としての役割を持つとともに、山梨・静岡両県の地域の活性化や交流

の基盤づくり、また予想される東海地震や富士山噴火などの災害時の緊急輸送路として、防災面からも非常に重要な機能を持つ道路であります。

現在、世界文化遺産の富士山の自然環境との調和と保全を図りながら、「ぐるり富士山風景街道」の一部を構成する道路として整備が進められています。

すでに静岡県側から着々と整備が進められ、一部では供用開始されている箇所はありますが、路線全体を通しますと、まだまだ未着手・未改良箇所が多く、さらなる整備改良が必要であります。

南部町に特に関係のある、富士宮市北山の国道139号から桜峠を経て南部町万沢までの約15キロメートル間ですが、平成10年に富士宮富沢連絡道路として広域道路整備基本計画の交流促進型に位置付けられましたが、ルート整備時期等については未定となっています。

町では中部横断自動車道の整備スケジュールが示されたことから、当路線がアクセス道路として、また南部町はもちろんのこと、峡南地域と富士山南麓市町との連絡強化のため、より重要度が高まることと考えています。

こうした中、先週9月6日ですが、須藤富士宮市長を先頭に富士南麓道路の関係市町の方々と大挙して、静岡県知事・県議会議長のもとに要望活動を行いました。

その席上、須藤市長と私とで、その必要性を、声を大にして訴えてまいりました。

さらに11月14日には、今度は山梨県側に陳情にまいります。

このように、国土交通省、山梨・静岡両県の関係機関に対し、早期にルート決定がなされ事業着手となりますように、さらなる要望活動を展開してまいります。

○議長（萩原敬君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

旗持議員。

○6番議員（旗持雅君）

国道52号の雨量規制の問題については、改良しなければならない箇所が10カ所あって、逐次解決され、現在残っているところは2カ所で、まだ一部用地の買収など難しい問題があるけれども、一生懸命やっているからということで、かなり明るい兆しが見える話かなと思っています。ぜひよろしくお願いします。

町民としても一番期待する部分ですので、よろしくお願いします。

くどいようになりますが、南部町の場合、町外との連絡の手段は、身延線の列車本数が少なくなっている中で、自動車による交通手段しかないということが現実で、多くの町外への通勤・通学者、あるいは大災害が発生したときの静岡県との連携を組んだ中での防災、また町のイメージアップ、定住化構想を成功させた上での町の活性化等を考えると、この52号の雨量規制の問題は、現在は大きなネックになっていると思います。

ぜひ、この点について、よろしくお願いいたします。

それから南麓道路についてですが、南麓道路も現在の進行状況から万栄橋のところからの路線についてどのような考えを持って町長は進めているのか、県のほうへ折衝しているのかということが一番聞きたいと思っていましたが、答弁の中で話をしていただきまして、私も南麓道路の延長が、中部横断道路へのアクセス道路としてだけの機能であるならば、南部町としてはそれほどのメリットはないということで、万栄橋のところを通じて、それから万沢地内を

５２号線というかそういう形でやった中で、地域としても生活道路として使えるような形を極力考えていただきたいと、これは要望になりますが、ぜひよろしくお願いいたします。

５２号の雨量規制解除は南部町としても大変な悲願であります。私ども議員といたしまして、議長を中心にそれぞれの立場で力いっぱい側面の応援をしていきたいと思っておりますので、町長もぜひ最大限の努力をよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（萩原敬君）

以上で箕持雅議員の一般質問を終了いたします。

次に１１番、内田大明議員の質問を許します。

１１番、内田大明議員。

○１１番議員（内田大明君）

私は介護保険制度の要介護度の認定区分、要支援者の今後の対応についてということで、町長にお伺いしたいと思います。

「子供叱るな来た道だもの、年寄り笑うな行く道だもの、来た道行く道二人旅、これから通る今日の道、通り直しのできぬ道」、これは有名な永六輔さんが紹介した言葉ですが、実の的を射た言葉だと思います。

お年寄り、老人とは敬うべき人、見識のある人、か弱いので手助けをしてあげなければならない人たち。昭和３０年代小学校のころ、学校の先生にそのように教わった記憶があります。

確かに、昭和３０年代、４０年代のお年寄りは、そのようなイメージでとらえてきた気がします。しかし、２１世紀、平成の時代になると、高齢者と呼ばれるようになりました。介護保険、後期高齢者医療、シルバーマーク等々、目まぐるしく変化する社会情勢、国の財政状況、若者の雇用情勢の悪化、もちろん少子高齢化など、日本を取り巻く環境は厳しくなり、若者が高齢者に対して昔のように余裕を持って接することができなくなってきたように感じているのは、私だけではないと思います。

我が町南部町は、もとより福祉の町の先進地であると自負しているところですが、政府の社会保障制度改革国民会議は８月２日、最終報告書案の各論部分を大筋で了承したと、大きく報道されました。

私はその報告書案の中で特に声を大にして申し上げたいのは、要介護者１から５までの介護保険料の負担額が今後大きく増えていくことを考慮し、介護の必要度が低い要支援者１から２までの方々を全国一律サービス型の介護保険から切り離し、市町村の業務として新たな地域包括推進事業に段階的に移行させるとのことで、政府は２０１４年度に法案を成立させ、２０１５年度実施を目指しておるとのことです。

現在、本町の予防給付の現状は、利用者数年間延べ９５７名、給付総額が約４千万円と聞いております。

そのようなことはあり得ないと思いますが、この費用が全額町の負担となった場合、さらに団塊の世代が予防のための生活支援サービスを利用するようになりますと、その額は大きく膨らむことが予想されます。

長い間、社会に貢献し、まじめにこれまで介護保険料を支払ってきたにもかかわらず、介護保険から全国一律サービスの給付が受けられないという事態になるとしたら、これは契約違反

にあたるのではないかと私は考えます。

老いは万人に訪れるものです。尊敬し敬うべき高齢者が、安心して住み慣れた我が家で暮らすことができる、これから通る道、通り直しのできぬ道は、明日は我が身であります。

そこで、介護保険の被保険者であります町長にお伺いいたします。

我が南部町が、これからも福祉の先進地として走り続けるための方策として、これらの問題に対応するための人材の確保、一定のサービスを提供するための国の補助金の見通しを含めて、現段階及び今後の財源確保についての所見をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（萩原敬君）

内田大明議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、内田議員の質問にお答えいたします。

おっしゃいましたように、これは大変大きな問題であります。

これだけ財源が不足する中、これから従来の福祉環境をどうするか、私も非常に頭の痛い問題であります。

そこで最初の要支援者の今後の対応について、お答えいたします。

政府は8月21日、社会保障改革の法整備や実施の時期を定めたプログラム法案の骨子を閣議決定したと報道しました。

報道の内容では、2015年度から介護保険制度の要支援1・2を介護保険サービスの対象から切り離し、段階的に市町村事業に移行させる、とあります。

介護保険特別会計の介護予防保険サービスから、同会計内の地域支援事業の中の介護予防事業で実施していくようになると思います。

現在、町内の要支援1にあたる人が58名、要支援2が61名、合計119名の認定者が対象になりますが、地域支援事業は今も国・県の補助を受けて実施しております。

ご質問の財源確保の見通しについてであります。地域支援事業の介護予防事業費の財源は、現在でも総事業費のうち交付基準額に対しては国が25%、県が12.5%、社会保険支払基金が29%、介護保険料から21%、一般会計が12.5%の法定分の負担で行っております。残りの財源については、すべて一般会計繰入金で補っています。

ちなみに24年度を見ますと、交付基準額総事業費1,334万6,677円、この給付総額の3%以内と決まっていますから、交付基準額は800万円になります。

先ほどの基準に当てはめると、国庫から25%200万円、県から12.5%ですから100万円、それから社会保険支払基金から232万円、法定分から12.5%ですから100万円、介護保険料が21%の168万円が決定されております。

そして、それ以外に先ほど言いました一般会計繰入金、これからは534万6,677円、これだけ支出されております。

これにつきましては、今後も国の動向を注視しながら、国・県に、町村の負担増にならないように、国の交付金の継続などを要望していきたいと考えております。

また、町としましても、サービスの低下にならないように対応していきたいと考えております。

先ほど議員さんがおっしゃいましたように、その人材的なものですが、私の政策等はありませんということとは話しましたが、実は今、かなり町の行政改革の中で人減らしということを盛んに言われていますが、この部門に関しては、そう極端に減らすわけにはいかないかと、それは私の中で考えておりますから、これからうまく人材配置をしながらやっていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（萩原敬君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

11番、内田議員。

○11番議員（内田大明君）

町長の答弁の中で、介護保険特別会計の地域支援事業の中で予防介護については実施するという事は、よく分かりました。

最近の新聞では、2015年度に着手して、2017年4月には全市町村完全移行にしていると聞いております。介護保険料の負担額が今後増えていくことを考えれば、介護の必要性の低い要支援1・2の人を介護保険から外すのはやむを得ないという人もいますが、軽度段階で高齢者をしっかり支えないと、重度化させてしまうことにもなりかねません。

社会保障制度国民会議の報告書では、そのためにも要支援の人の介護予防について、市町村が受け皿となり、事業を実施する方向が示されたとも聞いています。

全国一律のサービスより、市町村事業のほうが地域や個人のニーズを反映しやすいので、むしろ内容をよりよくする可能性もあるという学者もいますが、問題は、市町村がそんなにきめ細かな制度をつくれる財政的状況にはないので、ボランティアの力を存分に借りることが方策の1つでもあるといわれており、それもまた大変至難の技であろうかと思います。

平成25年4月1日現在、本町の65歳以上の高齢者は3,087人、高齢化率は34.8%という状況だと思います。このうち65歳以上の1人暮らしの方は365名。人口に占める役場職員の適正化も大変重要なことだと思いますが、この町が置かれた状況、高齢化率もそうですが、皆が安心して暮らすことができる田舎町にするためには、町長の政策的な判断も大変重要なことだと思いますので、サービス格差が生じることがないように人的体制の確保と配置も、大変重要な問題であります。

意見と要望ですので、答弁は結構でございます。

以上、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（萩原敬君）

以上で内田大明議員の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終結いたします。

○議長（萩原敬君）

日程第10 議員派遣についてを議題とします。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります、議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります資料のとおり、議員派遣することに決定しました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉会します。

明日１０日火曜日は、本会議２日目現地視察を行います。午前９時３０分開会となりますので、議員の皆さまは午前９時までに控え室にご参集ください。

また、１１日水曜日、１２日木曜日は、各常任委員会の審査が行われます。

会場は２階大会議室、開会は午前９時であります。

時間までに２階大会議室にご参集くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で散会といたします。

本日はご苦労さまでした。

散会 午後 ２時２０分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成25年9月9日

南部町議会議長

萩 原 敬

会議録署名議員

望 月 將 名

会議録署名議員

旗 持 雅

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 望 月 哲 也

平成 2 5 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 1 0 日

平成25年南部町議会第3回定例会（第2日目）

議事日程（第1号）

平成25年9月10日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開会・会議
3. 日程報告

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 現地視察

4. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1 番	遠 藤 光 宣	2 番	仲 亀 佳 定
3 番	森 田 守	4 番	望 月 藤 一
5 番	望 月 將 名	7 番	鍋 田 幹 雄
8 番	木 内 利 明	9 番	堀 之 内 可 和
10 番	佐 野 哲 也	11 番	内 田 大 明
12 番	萩 原 敬		

5. 欠席議員

6 番 簗 持 雅

6. 会議録署名議員

7 番 鍋 田 幹 雄

8 番 木 内 利 明

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（3名）

水道環境課長 若林邦治 環境センター所長 稲葉芳幸
建設課長 長坂正志

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 望月哲也

開会 午前 9時30分

○議長（萩原敬君）

おはようございます。

ただいまから平成25年南部町議会第3回定例会、2日目の会議を開会いたします。

本日、6番 旗持雅議員より、欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は、11名で定足数に達しておりますので、平成25年南部町議会第3回定例会、2日目の会議は成立いたしました。

それではただちに本日の会議を開きます。

○議長（萩原敬君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、7番 鍋田幹雄議員及び8番 木内利明議員の両名を指名いたします。

○議長（萩原敬君）

日程第2 ただいまから現地視察を実施いたします。

順路は、お手元にお配りいたしました行程表のとおりであります。

ただちに現地に行きますので、お願いいたします。

《現地視察》

○議長（萩原敬君）

現地視察が終了いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これで、本日の会議を閉会いたします。

次の本会議は、9月20日金曜日、午前9時30分より、3日目を開会いたします。

議員の皆さまは、午前9時までに控室へご参集ください。

なお、11日水曜日、12日木曜日には、各常任委員会の審査が行われます。

会場は2階大会議室、開会は午前9時であります。

時間までに、2階大会議室にご参集くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で散会といたします。

本日は、ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時40分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成25年6月10日

南部町議会議長

萩 原 敬

会議録署名議員

鍋 田 幹 雄

会議録署名議員

木 内 利 明

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

望 月 哲 也

平成 2 5 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 2 0 日

平成25年南部町議会第3回定例会（第3日目）

議事日程（第1号）

平成25年9月20日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開会・開議
3. 日程報告

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 請願等審査の委員長報告・質疑・討論・採決
- 日 程 第 3 町長提出議案審査の委員長報告・質疑
- 日 程 第 4 町長提出議案の討論・採決
- 議案第41号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第42号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第43号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第44号 南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 議案第45号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第46号 峡南広域行政組合規約の変更について
- 議案第47号 平成25年度南部町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第48号 平成25年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 平成25年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第
1号）
- 議案第50号 平成25年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 平成25年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
1号）
- 議案第53号 平成25年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成24年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
について
- 認定第3号 平成24年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算
認定について

- 認定第4号 平成24年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 平成24年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 平成24年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 平成24年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第9号 平成24年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10号 平成24年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 議員提出議題の報告
- 日程第6 議員提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決
 - 発議第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出について
 - 発議第4号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について
 - 発議第5号 道州制導入に断固反対する意見書の提出について
- 日程第7 閉会中の継続調査について

4. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番	遠藤光宣	2番	仲亀佳定
3番	森田守	4番	望月藤一
5番	望月將名	7番	鍋田幹雄
8番	木内利明	9番	堀之内可和
10番	佐野哲也	11番	内田大明
12番	萩原敬		

5. 欠席議員（1名）

6番 簀持 雅

6. 会議録署名議員

9番 堀之内可和 10番 佐野哲也

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（24名）

町長	佐野和広	教育委員長	佐野浩道
代表監査委員	大窪昌樹	教育長	望月宝
会計管理者	仙洞田秀文	総務課長	若林正昭
交通防災課長	望月一弥	企画課長	佐野隆行
財政課長	四條和彦	税務課長	青木司
住民課長	古屋秀樹	福祉保健課長（兼） 地域包括支援センター所長	鈴木正規
アルファセンター所長	小倉弘規	デイサービスセンター所長 （兼）老人福祉センター所長	近藤勝
健康管理センター所長	小池治男	子育て支援課長	田村秋人
水道環境課長	若林邦治	環境センター所長	稲葉芳幸
産業振興課長（兼） 農業委員会事務局長	斉藤文明	建設課長	長坂正志
登記室長	佐野日出夫	学校教育課長	望月政文
生涯学習課長	若林治	生涯スポーツ課長	望月良治

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 望月哲也

○議長（萩原敬君）

皆さま、おはようございます。

平成25年第3回定例会3日目の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

16日の台風18号は久々に山梨県を通過し、南部町では299ミリという大雨となりました。

消防団を中心として関係の皆さまには、各地区でそれぞれの立場で警戒に当たっていただき、町民の安全の保持に努めていただきまして、ありがとうございました。

万沢地区で1件の裏山の崩壊はありましたが、幸い人災は免れました。

定例会2日目は、現地調査と事業の確認を行いました。

特に、静岡県との境の中部横断道の工事の進捗状況を町長同行のもとに確認いたしまして、予定どおり進んでいるとの説明を受けることができました。

その後、2日間をかけて委員会審査での慎重審議、誠にご苦労さまでございました。

後ほど各委員長より報告がございますが、議員よりさまざまな質問がありました。

執行部の皆さまには、これらの質疑を参考にして、今後の予算編成や行政執行に生かしていただきますよう、お願い申し上げます。

彼岸の入りを迎え、過ごしよい時期となりましたが、まだまだ暑い日もあるとの天気予報も出ておりますので、体調には十分気をつけていただきたいと思います。

それでは本日も円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、平成25年南部町議会第3回定例会3日目の会議を開会いたします。

本日、6番 旗持雅議員より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しておりますので、平成25年南部町議会第3回定例会3日目は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

○議長（萩原敬君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、9番 堀之内可和議員及び、10番 佐野哲也議員の両名を指名いたします。

○議長（萩原敬君）

日程第2 常任委員会に付託いたしました請願第1号及び陳情第2号に関しての、委員長からの審査報告、報告に対する質疑・討論・採決を行います。

最初に、請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について、文教厚生常任委員会 木内利明委員長、報告をお願いします。

8番、木内議員。

○文教厚生常任委員長（木内利明君）

請願の審議の結果について報告いたします。

今期定例会において、議長より文教厚生常任委員会に付託されました1件の請願について、9月12日午後1時40分より、南部町役場本庁舎2階会議室において、慎重に審議をいたしました結果、請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書については、将来を担う子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会基盤づくりにとって極めて重要なことであり、請願の趣旨もよく理解できるので、全員一致で本請願を採択することに決定いたしました。

なお、その結果については、会議規則第93条の規定に基づき、別紙のとおり議長に委員会報告を提出してあります。

以上で報告を終わります。

○議長（萩原敬君）

以上で請願第1号に関する委員長報告を終了いたします。

木内委員長は、その場でお待ち願います。

請願第1号に関する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で請願第1号に関する質疑を終了いたします。

木内利明委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、陳情第2号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情書について、総務建設常任委員会 望月將名委員長、報告をお願いします。

5番、望月議員。

○総務建設常任委員長（望月將名君）

陳情書の審査の結果について報告いたします。

今期定例会において、議長より総務建設常任委員会に付託された1件の陳情書について、9月11日午後3時20分より、南部町役場本庁舎2階会議室において、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情について、慎重に審議をしました結果、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や、豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠であり、またこれに取り組むための恒久的・安定的な財源確保の早急な構築は極めて重要なことから、陳情の趣旨もよく理解できるので、全員一致で本案件を採択と決定いたしました。

なお、その結果については、会議規則第93条の規定に基づき、別紙のとおり議長に委員会報告を提出してあります。

以上で報告を終わります。

○議長（萩原敬君）

以上で陳情第2号に関する委員長報告を終了いたします。

望月將名委員長は、その場でお待ち願います。

陳情第2号に関する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で陳情第2号に関する質疑を終了いたします。

望月將名委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

請願第1号及び陳情第2号に関して、一括で討論いたします。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

次に採決を行います。

最初に、請願第1号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、請願第1号については採択することに決定しました。

次に、陳情第2号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情書については、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、陳情第2号については、採択することに決定しました。

○議長（萩原敬君）

日程第3 常任委員会に付託しました、町長提出議案に関する審査報告及び、審査報告に対する質疑を行います。

最初に、総務建設常任委員会の審査報告及び、審査報告に対する質疑を行います。

総務建設常任委員会の委員長報告を求めます。

総務建設常任委員会 望月將名委員長、再度ご登壇願います。

5番、望月議員。

○総務建設常任委員長（望月將名君）

それでは、総務建設常任委員会、委員会審査報告をいたします。

本委員会は、平成25年9月11日水曜日に開会し、午前9時から午後3時15分まで審査いたしました。

審査会場は南部町役場本庁舎2階大会議室です。

出席者は、委員長私 望月將名、望月藤一副委員長、内田大明委員、堀之内可和委員、鍋田幹雄委員、仲亀佳定委員、萩原敬議長。

執行部からは、総務課、交通防災課、企画課、財政課、税務課、産業振興課、農業委員会、

建設課、登記室、議会事務局の各課長、室長、局長及び担当職員が出席いたしました。

お手元に配布のとおり、総務建設常任委員会に付託された、議案第41号から認定第10号までの10件の議案について、所管課より説明を受け慎重審議の結果、いずれも原案どおり可決及び認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容について抜粋して報告いたします。

それでは、総務課・分庁舎・万沢支所関係を行います。

2ページが一番下です。

歳出

問 オフトーク通信から光ネットに移行した関係の収支状況について説明を。

答 平成24年度の光ネットの歳出は起債償還分を除き約4千万円、歳入は光ファイバー貸付収入等により約2,200万円、差し引き1,800万円が町一般財源となります。平成23年度までの旧オクトーク通信は、歳入財源はなかったので、すべて町一般財源で約3,680万円の事業費でした。これと比較しますと、町一般財源分は1,880万円の削減となりました。なお、光ネットの歳出額には起債償還分が含まれていませんので、起債償還を含めると、一般財源額は増えます。

次に3ページをお開きください。

下から2問目。

問 行政告知放送の送信件数について説明を。

答 情報センターで取扱い送信をした件数は、4,149件です。

次の4ページをお開きください。

4ページは交通防災課関係でございます。

中ほど、

問 P14 災害対策費中、負担金、補助及び交付金の地域の防災力を高める支援事業補助金について説明を。

答 毎年度、各自主防災会に対し、災害対策用資機材備蓄備品等の整備費として一律10万円を限度に補助金を交付しておりますが、今回の補助・補正は事業拡充対策補助金として考えております。南部町地域防災規約で定める120カ所の指定避難所のうち、町立5カ所の小中学校舎及び体育館の避難所に属する各自主防災会を5つのエリアに区分し、そのエリア防災会に補助金を交付するものであります。

次に5ページをお開きください。

問 南部区では、災害時における各戸安全確認手段として、黄色いハンカチを掲げる訓練を実施したが、全町的に広める考えは。

答 南部区の黄色いハンカチ作戦は、防災会への10万円の補助金でハンカチを購入し実施しました。今後、事業効果に配慮し、自主防災会長さんの意見等を確認しながら、前向きに検討してみたいと思います。

次に6ページをお開きください。

問 気象警報時の職員の対応、各区や消防団への対応について説明を。

答 警報が発令されると、職員配備体制により、情報を受信し、交通防災課、総務課、建設課、産業振興課の編成班により、警報が解除されるまで待機体制を取り、関係機関との連

絡事務に対応してまいります。なお、災害の発生が予想される場合は、各防災会長や消防団幹部、部長と連携を取りながら、適切な状況判断と対応を図ります。また、情報連絡通信手段は電話や防災無線、防災用の携帯電話となります。

次に7ページをお開きください。

7ページは企画課関係でございます。

中ほどの、

問 企画費、負担金、補助及び交付金に、新規企画の婚活プロジェクト費用の計上があり期待しているが、募集チラシの配布をすると聞いたが、地域としてどの範囲を考えているか。また年齢制限はあるのか。

答 今回は男性をメインとした婚活イベントを考えており、町内の女性のほか、県内の16市町村の結婚相談所へのチラシによる周知、県外では富士・富士宮地区を中心に新聞広告などにより女性の参加者を募集したいと思います。なお、年齢については、検討した結果、初回でありますので、制限は設けずに進めたいと思います。

次に8ページをお開きください。

8ページの一番下になります。

問 交流促進施設について、早く進めるべきだと思うが、現在の状況について伺いたい。

答 昨年の予算で審議会等も開催し、基本計画を作成し、報告を申し上げたところですが、具体的な内容で一番の障害となっているのは、国土交通省との交渉です。国交省としては新直轄になりましたので、予算を切り詰めて地域の活性化を目指し、高速から下りて地域を回遊してもらうという基本方針があります。しかしながら町としては、インターからいったん国道に出てから侵入することは使い勝手が悪いので、直接、進入路で施設に入るよう、当初段階から要望しており、基本計画もそれに沿ったもので、6月にこれを基本に交渉に行きましたが、公安委員会との協議がうまくいかない等、いろいろな理由が出されました。納得がいかないため、1週間前に河川国道事務所長に来庁いただき、町の要望と計画について詳しく説明をし、早急な対応を強く要望したところ、所長の責任をもって、できること、できないことの確定をしますという約束をいただきました。その結果により、設計変更もあるかもしれませんが、見極めた中で、今年中にきっちりとした方向性を出し、土台となるものをつくり、26年度に詳細設計に入りたいと考えています。今後、できることは早めに行い、開通を見据えて進めていきたいと思っています。

次に10ページをお開きください。

財政課関係です。

議案第47号 平成25年度南部町一般会計補正予算（第2号）

歳入です。

問 19款、繰越金については留保分があると思うが、あとどれくらい残っているのか。

答 2億9,354万6千円が留保財源となります。

次に11ページをお開きください。

問 地方交付税の状況で、一本算定により交付税が減額されていくことで、財政的に厳しくなることへの対応として財政課長の考えを。

答 地方交付税の一本算定化により、5年後には5億円程度の減収が見込まれる中、歳入規模に見合った歳出構成への転換が求められています。人件費削減による人件費の圧縮や、

起債制限と繰上償還による公債費の削減など、義務的経費削減に取り組んでいますが、その他の属する部分は事務事業の公平かつ大きな見直しによる経費削減の取り組みが必要です。また、政策的な面での投資的事業や防災・災害対策としての投資的事業が控えており、歳入の縮小局面にあって、将来負担を考慮しつつ、限られた財源をどう配分していくかが大きな課題であります。これからは行財政改革により、現在も取り組んでいる定員管理適正化計画による職員人件費の圧縮、将来の公債費負担軽減のための町債繰上償還の実施、あるいは安易に基金を取り崩しての活用は慎まなければなりません。また、非効率的な事務事業の廃止・統合にも積極的に取り組むことが求められています。特に、事務事業の見直しの中で、今までに中学校・学校給食共同調理場の施設の統合を実施してきましたが、今後も施設の統合について検討すべきものがあります。6行飛びまして、そのようなことから、非効率的な事務事業の廃止・統合に取り組むため、今年度は町が補助及び助成等をしている事業の適正な執行と、当該経費の公正な支出を図ることを目的に、補助金等の内部審査を実施しています。これからも非効率的な事務事業の廃止・統合に取り組むとともに、住民の理解と協力を得ていくことが必要であると思います。

次に13ページをお開きください。

税務課関係でございます。

認定第1号 平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入

問 滞納関係について説明を願いたい。

答 町民税・固定資産税・軽自動車税の滞納者は、年度当初に384人いましたが、155人が完納し、229人が未納となり、現在分納中です。

次に下から7行目。

問 未納分の徴収方法はどのように行っているか。

答 未納者には督促状・催告書で納付を促し、納めない場合は電話で催告します。また、納付のないものについては直接折衝を行って、生活状況や経済状況を把握し、交渉の中で分割納付の誓約を取っています。また、交渉に応じないものは、時効の中段対策として、必要に応じ財産の差し押さえなどを実施しています。

次に15ページをお開きください。

産業振興課・農業委員会関係を行います。

歳出

問 P13 農地費の工事請負費1,500万円について、要望箇所の対応を含め説明を。

答 皐月区竹の沢地内での農道工事へ1千万円で50%が県の補助金です。残りの500万円は各区から多くの農道・水路に対する要望が出されており、すでに予算対応しているものもありますが、今回の補正では、さらに追加された農道・水路と併せ、改良・維持を実施します。

次に16ページをお開きください。

16ページは一番下の問いになります。

問 事務概要P34 農政関係茶栽培受委託事業補助金があるが、お茶の買い取り値が上がらず茶畑がだいぶ減っているようだが、加工業者に対する加工料を抑えてもらう、あるいは買い取り値を上げてもらうなど、産業振興課から働きかけはできないか。

答 難しい面もありますが、JAには町から補助金も出している関係もありますので、農家のために、茶業組合と連携し働きかけをしていきたいと思います。

次に、中ほどの問い。

問 事務概要P35 指定管理施設で、なんぶの湯と道の駅とみざわは、指定管理料を払わずに運営できているということだが、今後の見通しとしては。

答 24年度決算で、なんぶの湯101万4千円、道の駅とみざわ211万7千円の町への納付があり収支は黒字ですが、奥山温泉施設と山水徳間の里の経営は赤字となっています。奥山温泉施設、山水徳間の里に対しましては、赤字額の縮小に向け、経営努力をお願いしていきます。

次に19ページをお開きください。

建設課関係でございます。

中ほどの、

問 P13 道路新設改良費中、工事請負費2,609万円について説明を。

答 町道境川梅島線改良工事で、施工場所は国道より入った境川橋を起点に延長120メートル、幅員5メートルの計画をしています。また、現地視察時に指摘がありました国道から境川橋の間の県道に水がたまる箇所につきましては、県に修繕を要望していきます。

次にその下になります。

認定第1号 平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について
歳入

問 P13 土木使用料が予算より約320万円増額となった説明を。

答 優良住宅サンテラス内船と中島住宅80戸の使用料で、当初では60戸で予算計上していましたが、サンテラス内船の入居稼働率が良く見込みより大幅に上昇し、空き部屋の期間がなかったためです。

次に20ページをお開きください。

20ページの一番下の問いです。

問 耐震化されていない町営住宅の管理について説明を。

答 町営住宅は築年数も古く、耐震化されていません。現在は町営住宅が空き室になった場合でも入居募集は行いません。なお、払い下げについては、中村・内船・越渡団地については、1戸建てなので、払い下げについて今後検討をしていきたいと思います。北坂団地につきましては、長屋造りのため難しいと思いますが、これについても検討していきたいと思います。

次に21ページをお開きください。

登記室関係でございます。

中ほどの、

問 地籍調査の終了年度について説明を。

答 現地調査を平成29年度に終了し、成果については、平成31年度に法務局へ送付する計画です。なお、今後の調査としましては、平成26年度で横沢から宿を、平成27年度では松山から大城を、平成28年度から平成29年度で陵草地区と小葉山を調査する計画です。

以上で、総務建設常任委員会委員会審査報告を終わります。

○議長（萩原敬君）

委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で総務建設常任委員会の委員長報告に対する質疑を終了いたします。

望月将名委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、文教厚生常任委員会の審査報告及び、審査報告に対する質疑を行います。

文教厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

文教厚生常任委員会 木内利明委員長、再度ご登壇願います。

8番、木内利明議員。

○文教厚生常任委員長（木内利明君）

文教厚生常任委員会、委員会審査の報告をいたします。

本委員会は、平成25年9月12日木曜日に開会し、午前9時から午後1時35分まで審査いたしました。審査会場は、南部町役場本庁舎2階の大会議室です。

出席者は、委員長私 木内利明、簗持雅副委員長、佐野哲也委員、森田守委員、遠藤光宣委員、萩原敬議長であります。

執行部からは、教育長、総務課長、住民課、医療センター、税務課、福祉保健課、デイサービスセンター、アルファセンター、子育て支援課、水道環境課、環境センター、教育委員会の各課長、所長及び担当職員が出席いたしました。

お手元に配布のとおり、文教厚生常任委員会に付託されました、議案第43号から認定第6号までの15件の議案について、所管課より説明を受け慎重審議の結果、いずれも原案どおり可決及び認定すべきものと決しました。

なお、審議の過程において次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありましたが、18件について抜粋し、報告をさせていただきたいと思います。

はじめに、3ページを開いていただきたいと思います。

住民課・医療センター関係であります。

議案第43号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

問 配当所得を配当所得等とするとあるが。

答として改正点の説明では、上場株式の配当にかかわる分離課税に、特定公社債の利子所得が追加されたため、配当所得等という文言になったということであります。

一番下の、議案第47号 平成25年度南部町一般会計補正予算（第2号）。

歳入であります、4ページを開いていただきたいと思います。

4ページの一番上にあります。

問 国保会計がだいぶ厳しいようだが、その内容については。

答 23年度末で1億2,300万円ほどの繰越金がありました。あまり医療費がかかっていなかったことから、24年度はこの繰越金で十分賄え、うまくすれば繰越金が出て、基

金に積み立てられると考えていました。前半は良好に推移していきましたが、9月以降、急に医療費が増加しました。23年度は1カ月3千万円台から4千万円台でありましたが、24年度になり、多い月には6千万円を超えるほどになりました。それが一過性ではなく、年度末まで続き、25年度に入っても高いままとっております。ここ数年の傾向として、9月以降の後半の医療費が伸びておりますが、年度末には下がっていました。24年度のように下がらない状態が続きますと、非常にひっ迫します。今年度末にも一般会計から繰り入れをしてもらわなければならないという状況です。26年度に税率改正をと考えており、今年度の予算と併せて12月の議会でご審議をいただきたい。という答弁をいただきました。

その下であります。

議案第50号 平成25年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の事業勘定の歳出であります。

問 医療が高度化していることで、1人当たりの医療費の増加の内訳は。また、傾向としてどうか。

答 23年度と24年度の比較では、件数自体が23年度3万2,609件で、24年度は3万3,573件と964件増えております。1人当たりの費用額は23年度が29万6,616円で、24年度は33万6,060円で3万9,444円増加しております。医療費全体では6,648万円余りで、国保全体では8,101万円ほど支出が増えております。

5ページを開いていただきたいと思います。

認定第1号 平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

問 15ページ歳入の民生費国庫負担金中、保健基盤安定負担金257万5,002円について、保険税軽減の対象者の推移状況を。また国と県に負担金があるが、同じ目的によるものか。

答 国保については、22年度から23年度の間に軽減者数は若干増えて、24年度は若干減っています。7割軽減が430名で57人減であります。5割軽減が161名で24人減、2割軽減は368人で35人増になり、合計959人で45人減となっています。低所得者の負担軽減が目的であり、国・県同じ目的の負担金であるということであります。

6ページを開いていただきたいと思います。

認定第4号であります。

事業勘定の歳入であります。

問 国保税の不納欠損186万4,200円と収入未済額2,437万8,691円の対応は。

答 滞納者に対して納税誓約や差し押さえを行うことにより、時効を中断させ、納税折衝にあたっておりますが、財産がない、生活の困窮、所在不明などの理由により、徴収が困難と判断したため、法令に基づき15件を不納欠損処分としました。内容については、一般被保険者分が14件、退職者が3件ですがそのうち2件は混合世帯なので、実質は1件であります。収入未済額については、近年、無職者・退職者・高齢者の比率が大きくなり、所得の低い人たちが増えているため、徴収が困難になっているとのことであります。

9ページを開いていただきたいと思います。

福祉保健課・デイサービスセンター・アルファセンター関係であります。

議案第45号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

まず一番上の問であります。

問 延滞金利率の改正についての説明は。

答 延滞金利率は当分の間、特例を適用します。本則14.6%の場合は特例では9.3%に軽減されるということであり、本則7.3%の場合は特例で3%に軽減され適用されるということであり、

10ページを開いていただきたいと思います。

認定第1号 平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について。

歳入

問 19ページ、指定寄附金1,310万円についての使い道等については。

答 町内の3名の方から、福祉目的の指定による寄附金1千万円、300万円、10万円がありました。1,300万円は基金に積み立て福祉事業の財源とします。10万円は備品の購入に使わせていただきましたということであり、

下から2番目の問いであります。

問 事務概要P17 健康増進事業で子宮頸がんワクチンの不具合が報道されたが、南部町では対象者がいるか。

答 南部町では小学校6年生、中学校2年生・3年生、高校1年生で接種をしていますが、対象者は女子のみ50人で80%以上が受けていると思われます。筋肉注射のため、痛みを訴えるケースもありますが、問題となっている継続する痛みは報告されておりません。また、国の決定により、積極的な接種勧奨はしていないということで、対象者には主治医とよく相談をするよう周知しており、そのため今年度は受診件数が減っているということであり、

11ページを開いていただきたいと思います。

認定第3号 平成24年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定の歳出であります。

問 今議会で内田議員からの一般質問があったように、いずれはこの件について、認定軽度者の対応をしなければならなくなることについて、考えを伺いたい。

答 厚生労働省の、要支援1・2が地域支援事業に移行するという方針を受け、介護保険サービスだけではカバーできない問題もさまざまあることから、福祉保健課においても、昨年度から地域包括ケアシステムの構築に向け、課内のすべての係が連携して取り組みを行っているということであり、

一番下の問いであります。

問 事務概要P20 要介護3以上が42.19%となっているが、今後の状況は。

答 毎年、認定者数は変わっておりませんが、重度比率の傾向としては、高齢化が進んでおり、高齢者の身体機能の低下による骨折等での入院が増えており、退院に向け、介護保険サービスの利用を進める病院が多くなっています。その結果、認定で介護3以上となるケースが増えています。そのほかにも高齢で寝たきり状態の方も多く、認知症の方も増えているため、それに伴う介護度の上昇があると分析をしているということであり、

問 特養等への待機者について説明を。

答 県の調査によりますと、南部町で施設入所を申し込んでいる方は約160名で、そのうち介護3以上の方は約70名となっております。なお、施設ごとの待機者数は町では把握できません。また、施設の増床検討については、介護事業計画策定時に協議をしています。施設の充実と介護給付費や介護保険料は相反するものがありますので、今後の状況を見込みながら、施設の増床については検討する必要があるという考えを示していただきました。

14ページを開いていただきたいと思います。

子育て支援課関係であります。

議案第47号 平成25年度南部町一般会計補正予算（第2号）の歳出のところの報告をいたします。

問 11ページ児童福祉総務費中、子ども・子育て支援事業計画策定ニーズ調査業務委託料100万8千円については。

答 子ども子育て支援法に基づく26年度中の子ども・子育て支援事業計画策定に向け、就学前の幼児と小学校児童639名を対象に地域保護者の就労、保育の利用、子育て支援事業の利用等についての調査や意見記入により、子育てに関するニーズ調査を実施するものであります。

16ページを開いていただきたいと思います。

水道環境課・環境センター関係であります。

これも一般会計の補正予算（第2号）であります。

歳出から報告をしたいと思います。

問 12ページ環境衛生費の負担金、補助及び交付金中、太陽光発電システム設置費補助金100万円については。

答 25年度当初予算で、補助金を10件で100万円を計上しましたが、8月までに当初予定した10件の申し込みがあったため、今回の補正で10件100万円を追加補正するものであります。

次に、議案第47号 南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、歳出の上から2番目であります。

問 7ページの、西部簡易水道改良費8,850万円で、中野交流施設の水道事業が一般会計から簡易水道会計へ移行となった理由は。また、この事業に関しての変更認可については。

答 中野交流施設の水道事業は、財政面で有利な合併特例債を充て実施する予定でしたが、事業執行について、県の市町村課、衛生業務課等と協議をする中で、交流施設だけでなく他の地域への配水等をする場合は、合併債の充当は適当でないとの指導があり、簡易水道会計の中で過疎債・簡水債を充て実施することになりました。また、この事業の変更認可は昨年許可されているところであります。

一番下の認定第1号であります。

17ページを開いていただきたいと思います。歳出の上から2つ目、

問 41ページ塵芥処理費委託料中、峡南環境衛生組合への処理委託状況について説明を。

答 24年8月から可燃ゴミの処理を委託しております。8カ月間で搬出量は784トン、処理委託費用は3,919万4千円でした。なお、今年度は処理費用が増加しているので、

町民には広報で昨年との比較をしたグラフ等を掲載し、処理費用の増加を認識していただくとともに、再度分別処理の周知徹底を図っていききたいという考えを示していただきました。

19ページを開いていただきたいと思います。

教育委員会関係であります。

議案第47号 平成25年度南部町一般会計補正予算（第2号）の歳出であります。

中ほどの、

問 15ページ、アルカディア文化館費中、修繕料65万5千円と工事請負費98万9千円については。

答 修繕料は、アルカディア文化館玄関前のインターロッキングブロックが、地盤沈下により15センチほど沈んだため、広さ約60平方メートルを改修するものであります。また、工事請負費は、町立美術館までの案内板が少ないことから、富河駐在所、楮根南部線の楮根側入口、楮根南部線の間地点、昭南橋付近、稲葉石油付近の5カ所に案内板を整備するものであります。

20ページを開いていただきたいと思います。

まず一番上の質問であります。

問 アルカディアスポーツセンターの収支は3,900万円の赤字となる。利益を追求する施設ではないが、少しでも赤字を減らす必要があると思うが、今後の利用者増を図る取り組みについて説明を。

答 今後も水泳教室などの各種教室の充実を図るとともに、一般会員や法人会員を増やしていきたいという考えを示していただきました。

歳出の中ほどにあります、

問 近藤浩一路歿50年特別展と今後の特別展や企画展の考えは。

答 近藤浩一路歿50年特別展は、渡辺修孝氏を会長に実行委員会を立ち上げ協議をし、開催期間は11月10日から12月1日まで、また山梨・静岡両県立美術館などの6団体、11人の個人から作品を借り上げ、合計61点を展示する予定です。なお61点のうち57点が当館で初めて展示する作品ですので、多くの来場者を期待しています。今後の特別展は予算の関係もあり、二年に一度くらい開催していきたいと思います。企画展については、年明けの1月に中村はるみ人形展を開催し、その後は町内在住の芸術家の企画展を考えたいということでもあります。

以上で、文教厚生常任委員会の委員会審査報告を終わりたいと思います。

○議長（萩原敬君）

委員長はその場でお待ち願います。

委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会の委員長報告に対する質疑を終了いたします。

木内利明委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

以上で常任委員会委員長の審査報告及び、審査報告に対する質疑を終結します。

ここで暫時休憩を行いたいと思います。

再開は１０時４５分といたします。

休憩 午前１０時３０分

再開 午前１０時４５分

○議長（萩原敬君）

再開いたしたいと思います。

日程第４ 町長提出議案の討論・採決を行います。

最初に討論を行います。

まず、議案第４１号から議案第４６号までの条例関係等についてを一括で討論いたします。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、議案第４１号から議案第４６号までの討論を終了いたします。

次に、議案第４７から議案第５３号までの補正予算関係についてを一括で討論いたします。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、議案第４７号から議案第５３号までの討論を終了いたします。

次に、認定第１号から認定第１０号までの平成２４年度決算認定についてを、一括で討論いたします。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で認定第１号から認定第１０号までの討論を終了いたします。

以上で討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は、１議案ごとに順次行います。

最初に、議案第４１号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第４１号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第４２号 南部町税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案を可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、議案第４２号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第４３号 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案を可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第４３号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第４４号 南部町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案を可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第４４号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第４５号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案を可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第４５号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第４６号 峡南広域行政組合規約の変更については、委員長報告のとおり原案を可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第４６号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第４７号 平成２５年度南部町一般会計補正予算（第２号）については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第４７号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第４８号 平成２５年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第４８号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第４９号 平成２５年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第１号）については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第４９号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第５０号 平成２５年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第５０号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第51号 平成25年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第51号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第52号 平成25年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第52号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第53号 平成25年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第53号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第1号 平成24年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、認定第1号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第2号 平成24年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、認定第2号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第3号 平成24年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、認定第3号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第4号 平成24年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、認定第4号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第5号 平成24年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、認定第5号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第6号 平成24年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、認定第6号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第7号 平成24年度南部町陸合財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、認定第7号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第8号 平成24年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、認定第8号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第9号 平成24年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、認定第9号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第10号 平成24年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、認定第10号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（萩原敬君）

日程第5 議員提出議題の報告であります。お手元に配布してありますので、提出議題の報告は省略させていただきます。

○議長（萩原敬君）

日程第6 議員提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決を行います。

最初に、発議第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出についてを議題とし、提出議員より提案理由の説明を求めます。

3番、森田議員。

○3番議員（森田守君）

発議第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出についての提案理由の説明をいたします。

朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

議員提出議案の1ページをお開きください。

発議第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出
について

上記の議案を別紙のとおり南部町議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成25年9月20日提出

提出者 南部町議会議員 森田 守

賛成者 南部町議会議員 佐野哲也

〃 南部町議会議員 遠藤光宣

南部町議会議長 萩原敬 殿

提案理由

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要である。子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要から、豊かな教育環境を整備するための30人以下学級の推進、教育の機会均等水準の維持向上のための義務教育国庫負担制度の堅持及び教育条件の格差解消のための教育予算の拡充を政府に強く求めるため、本意見書を関係大臣に提出するものであります。

なお、意見書はお手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

意見書の提出先は内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣であります。

以上で発議第3号の提案理由の説明を終わります。

○議長（萩原敬君）

発議第3号の提案理由の説明が終わりました。

本案に関する質疑を行います。

森田守議員はその場でお待ち願います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で発議第3号に関する質疑を終結します。

森田守議員、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、発議第4号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出についてを議題とし、提出議員より提案理由の説明を求めます。

4番、望月藤一議員。

○4番議員（望月藤一君）

発議第4号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出についての提案理由の説明をいたします。

議員提出議案集の4ページをお開きください。

発議第4号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり南部町議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成25年9月20日提出

提出者 南部町議会議員 望月藤一
賛成者 南部町議会議員 内田大明
〃 南部町議会議員 仲亀佳定

南部町議会議長 萩原敬 殿

提案理由

自然災害の脅威から国民の生命財産を守るための、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求めるため、本意見書を関係大臣に提出するものであります。

なお、意見書はお手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

以上で発議第４号の提案理由の説明を終わります。

○議長（萩原敬君）

発議第４号の提案理由の説明が終わりました。

本案に関する質疑を行います。

望月藤一議員はその場でお待ち願います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で発議第４号に関する質疑を終了いたします。

望月藤一議員、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、発議第５号 道州制導入に断固反対する意見書の提出についてを議題とし、提出議員より、提案理由の説明を求めます。

９番、堀之内可和議員。

○９番議員（堀之内可和君）

発議第５号 道州制導入に断固反対する意見書の提出についての提案理由の説明をいたします。

朗読をもって提案理由に代えさせていただきます。

議員提出議案集の７ページをお開きください。

発議第５号 道州制導入に断固反対する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり南部町議会会議規則第１４条第１項の規定により提出する。

平成２５年９月２０日提出

提出者 南部町議会議員 堀之内可和
賛成者 南部町議会議員 内田大明
〃 南部町議会議員 佐野哲也

南部町議会議長 萩原敬 殿

提案理由

全国町村議会議長会において、道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府・

国会に対して要請してきたところであります。

しかしながら、国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きがある。

これらの法案は道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容であり、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされる恐れが高く、再編された基礎自治体は現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

全体の国力を高めるためには、多様な自治体の存続を認め、個々の自治体の活力を高めることによる個性あるまちづくりが必要である。

よって、住民自治の推進に逆行し、町村の存在を否定する道州制の導入に断固として反対するため、本意見書を提出するものである。

なお、意見書はお手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第9条の第1順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）・道州制担当であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（萩原敬君）

発議第5号の提案理由の説明が終わりました。

本案に関する質疑を行います。

堀之内可和議員はその場でお待ち願います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で発議第5号に関する質疑を終了いたします。

堀之内可和議員、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

以上で質疑を終結いたします。

次に討論を行います。

発議第3号、発議第4号及び発議第5号について、一括で討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

まず、発議第3号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり決定いたしました。

次に、発議第4号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、発議第4号は原案のとおり決定いたしました。

次に、発議第5号 道州制導入に断固反対する意見書の提出については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、発議第5号は原案のとおり決定いたしました。

○議長（萩原敬君）

日程第7 閉会中の継続調査についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について、申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、平成25年第4回定例会の会期の決定、所管事務研究及び調査について、お手元にその届け書の写しが配布されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出書のとおり、委員会の所管事務等について、議会の閉会中の委員会の開催については、決定されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

よって、本定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、平成25年南部町議会第3回定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

議員の皆さま、控え室にご参集ください。

閉会 午前11時13分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成25年9月20日

南部町議会議長

萩 原 敬

会議録署名議員

堀 之 内 可 和

会議録署名議員

佐 野 哲 也

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

望 月 哲 也